

# 緊急「ESRI - 経済政策フォーラム」

平成15年11月5日

経済社会総合研究所

**緊急 ESRI - 経済政策フォーラム**  
**「年金制度改革を巡って-給付、負担の水準を中心に-」**  
**議 事 録**

---

経済社会総合研究所

緊急 ESRI - 経済政策フォーラム議事次第

日時：平成15年11月5日（水） 14時00分～17時00分

場所：第4合同庁舎2階 共用220会議室

1．開 会

2．基調講演           本間 正明                           大阪大学教授

3．関連・報告       跡田 直澄                           慶應義塾大学教授

4．

5．パネルディスカッション

（パネリスト）	跡田 直澄	慶應義塾大学教授
	西沢 和彦	日本総合研究所主任研究員
	本間 正明	大阪大学教授
	宮島 洋	早稲田大学特任教授
	八代 尚宏	日本経済研究センター理事長
（モデレータ）	香西 泰	経済社会総合研究所所長

6．フリーディスカッション

7．閉 会

本議事録は、フォーラム事務局の責任において作成したものであり、ありうべき誤りはフォーラム出席者に属するものではない。

---

【司会】 それでは、ただいまから緊急「ESRI - 経済政策フォーラム」を始めさせていただきます。

本日のテーマは、「年金制度改革を巡って」というものでございまして、まず本日のパネリストをご紹介させていただきたいと思います。

皆様から向かって右側から、慶応義塾大学教授の跡田直澄様。

【跡田】 よろしくお願ひします。

【司会】 日本総合研究所主任研究員の西沢和彦様。

【西沢】 よろしくお願ひします。

【司会】 大阪大学教授の本間正明様。

【本間】 よろしくお願ひします。

【司会】 早稲田大学特任教授の宮島洋様。

【宮島】 よろしく。

【司会】 日本経済研究センター理事長の八代尚宏様でいらっしゃいます。

【八代】 よろしくお願ひします。

【司会】 モデレータは、当研究所の香西所長が努めさせていただきます。

それでは、香西所長、よろしくお願ひします。

【香西】 本日は、お忙しい中を多数お集まりいただきありがとうございます。

経済政策フォーラムは、私どもの研究所で時事それぞれの機会をとらえて、重要な政策問題等につきまして、専門家の立場からいろいろなご議論を伺わせていただき、こういう機会としてこれまで利用させていただいております。

本日取り上げました年金制度改革、これは私どもも緊急な課題だと思って取り上げたわけでございますけれども、ご承知のように、選挙の争点として大変重要な地位に浮かび上がることによって、私たちが想像していた以上に緊急の問題になってしまったというような感じがいたします。

お手元に本日の議事次第とございますが、会議のスケジュールが出ておると思いますが、最初に基調講演を2つお願いしております。出席者の方々、教授あるいは理事長、それぞれ肩書がございまして省略させていただきますが、さん付けで呼ばさせていただきますが、基調講演は本間さんから30分ぐらいということをお願いいたします。その後、跡田さんにこれに関連した研究結果のご報告をお願いいたします。

その後、パネルディスカッションに入りますが、最初に基調講演、あるいは報告のなかった方から2つの点について冒頭にお話をいただきたい。1つ目は、それぞれのパネリストの方のご自分の見解とございますか、主な意見。それに関連して、2つ目は、基調講演ないしは報告に

ついでコメント、この2つを最初に3人の間で一巡していただいて、必要があれば、基調講演者の本間さん及びご報告いただいた跡田さんから答えていただく、このような形で議論に入っていきたいと考えております。

予定は5時終了でございますけれども、それより前にパネルディスカッションが一山過ぎましたら、会場をオープンにいたしまして、皆さんからご質問をいただくという機会も、時間の流れによりまして、そういう形で進めてまいりたい、こういう気持ちでございます。

それでは、トップバッター、本間さん、よろしくお願いいたします。

【本間】 どうも本間でございます。

今日は、基調講演ということでございますけれども、私がトップバッターで話せということは、今、厚生労働省、財務省、内閣府等で検討の場というものを設けて、政府としての年金改革案について議論を詰めている状況の中で、諮問会議のメンバーとして私が入って、諮問会議としてどのようにまとめ上げていくかという役割を担っているの、恐らく今日ここにおるんだらうと思っております。

今のような状況の中で、最近私は非常に自分が実務家になったような、そういう気持ちになっておりまして、研究所のフォーラムに呼ばれたときに、アカデミックな自分の存在というのは何だろうというようなジレンマもいささか気持ちの中で覚えております。最初に私が年金にかかわった研究者としての歴史からお話を起こさせていただきたいと思っております。

実は、私が年金の問題をアカデミックなペーパーでまとめましたのは、これはもう古くなってしまったんですけども、「ジャーナル・オブ・エコノミック・セオリー」という雑誌がございまして、この中でオーバーラッピング・ジェネレーションモデル、世代間の取引というものを前提にしながら、それが連続的に親子、それから孫、曾孫と連続体として経済がワーキングしていく中で、幸せな状況、これは経済学的にはゴールデン・ルールという言い方をしておりますけれども、そのゴールデン・ルールのところに収束する条件、それは何なんだと、こういう問題提起を行いました。実はこれはノーベル経済学賞を受賞したサミュエルソンという学者が提起した問題でありまして、そのときの収束条件というものを求めたのが、先ほど私が申し上げました自分のペーパーであったわけです。つまり、このオーバーラッピング・ジェネレーションモデルの中で収束するためには、世代間の価値観の問題、これは孫の世代、曾孫の世代も含めてずっと我々自身が人類はみな親子というような関係の中でつないでいくのか、あるいは非常に孤立した親子関係の中でこれを考えるのかというような問題もそこにはございます。

そこで世代間の公平差という問題が実は大きな要因として、いい経済状況を達成し得るかど

うかに非常に大きなかわりを持っているということが、その条件のインプリケーションとして出てまいります。さらには、その親子関係の価値観のありよう、連鎖というものと同時に、所得分配の系列、所得の世代間の系列、これは保険料あるいは税金というような政策変数を込みにした上で、どのような連続的なシーケンスの分配状況の中であれば、いい状況というものがつくれるかどうかと、こういう条件であります。つまり、価値観と具体的な税負担あるいは社会保険料負担を込みにした形で世代間の分配状況というものをどのように設定していくか、こういう問題意識が出てくるわけであります。

今、我々の具体的な議論に結びつけていくということになりますと、1つの大きな課題は、いい状況を達成するために経済状況を、活力をどのように維持していい状況をつくっていくかということでございます。2番目には、安心という形でこの問題をどのように今の世代間関係の中で具体的な所得分配の状況をつくり上げて、そして各世代というものが矛盾なく、あるいはモラルハザードを起こすことなくいけるかどうかの問題が論点として浮かび上がってくる。さらには、我々は高齢・少子化という極めてドラスティックな移行期の状況の中で、持続的にそこに時間をかけて定常的な状況の中に導けるかという持続可能性の問題、これはいいところに行こうとすると予算が破裂するような状況というものが起こるかどうかという問題点をはらんでいるわけでありまして、言い方を逆にする予算を守っていこうとするといいところには行けないということができるといえるわけであります。こうした活力と安心と、そして持続可能性という3つのテーマを抱えながら、我々が具体的な年金改革を構想しなければならぬという非常に難しい状況に今追い込まれているのが実態だろうと思われ、その合意の難しさも、その3点をどのように結びつけていくかということに係わっているのだろうと思われ。

そういう論文を私はまとめた上で、今日、私の後にお話をいただく慶應大学の跡田先生がまだ大学院の学生のころに、実は私がまだ助教授に成り立てのころでありますけれども、今の問題意識の中で、世代間の公平の問題、あるいは不公平の問題を人口成長率が低くなって、かつ人口成長率が減少する過程のトランジションの時期に、その当時の年金制度を維持したときに、世代間の不公平というものが内部収益率 内部収益率というのは、ご存じのとおり、自分が掛け金をずっと掛けていて、そして受給をし、平均的な寿命を享受できたときに、結果としてどの程度利回りがついて自分のところに返ってくるか、こういうのが内部収益率であります、それを推計しました。

これを、実は金利を固定した上で払ったものの現在価値と、給付のときの現在価値を何倍に

するかというような形で数値を変えることももちろんできるわけですが、いずれにしてもこれは世代間の不公平をはかるメジャーであります。

その当時、まだ跡田先生も若かったので、汗をかきながら私と一生懸命、日本で最初にこの問題について検証したのが、関西経済研究センターにおけるドラフトの中に、世代間の問題も、所得階層間の問題も、第3号被保険者と、それからきちんと女性として社会参加をされている方々の収益率などというものをその当時、何年か前にやったわけです。我々が警鐘を鳴らしたのは、社会的な親孝行というものを若い世代に求めたとしても、現実の年金制度というものが非常に世代間の不公平というものを生み出す状況の中では内部崩壊するだろう、モラルハザードを起こすだろう、そして過大なトランスファーを強制するということが、成長率に対しても極めて大きな影響を及ぼすだろう。そして、さらには持続可能な制度としては定着しづらく、制度の頑健制、ロバストネスという問題が恐らく欠損を生じるだろうと、こういう問題意識の中でまとめたのがその当時の仕事でございました。

我々の仕事は実は時代をはるかに先行していたことによって、私と跡田先生のペーパーは、世の中から関心を生むこともなく葬り去られたわけでありまして、実は現在の問題は、我々がやった仕事のリバイズバージョン、あるいはリニューアルバージョンであるということが言えるわけでありまして、恐らく私の今の仕事の中身からすると、制度改革をここまで遅らせたのはだれなんだと、こういうぐあいには言いたくなるのが私の率直な感想であります。

したがって、それを前提にしますと、検討の場の中で、今さら議論を早くしなければならぬというようなことを言うておりますけれども、何かむなしい感じすらするわけですが、しかし、これを先送りするということは、より悲惨な状況を生み出すということでございますので、これを全体としてどのようにきちんとしたものに仕上げていくかどうかということが、私は重要なテーマなのではないかという気がいたします。

この年金制度の改革を考えますときに、今選挙でこの問題が一番関心を呼んでおりまして、週刊誌でも毎号年金に対する記事が出ており、年金不信を煽るような記事が出ている状況の中で、余りこれを政争の具にするということは、国民にとってみると私はよくないのではないかと思います。とりわけ、先進国の事例を見てみますと、大体年金制度に手をつけたのは保守側が問題提起をし、労働側の政権の中で実現をするというようなプロセスが典型的なパターンになっております。その意味で、これは口当たりのいい給付のところだけを見て、きちんとした給付の見直しをしないことがあたかもいいというような錯覚を振りまくという制度改革論議というのは望ましくないのではないかと思います。

その上で、先ほどの活力と安心と持続可能性という3つの点で申し上げますと、我々、諮問会議の民間議員、これは国民経済でどの程度の負担水準を許容できるのかという観点、これをまずきちんと議論をしようよということでもあります。今の制度を前提にしていまいますと、国民負担率、これは潜在的な国民負担率でありますけれども、60%程度には高まっていくということは、単純なシミュレーションをやってみますと明らかでありますし、この6公4民の世界の中で果たして大丈夫かどうかと。もちろん大きな政府、負担率が大きく、高くなることが国民経済に対してマイナスになるというのは、これは実証的には確認されていないという批判もあり得ようとは思いますが、これは経済財政白書で、クロスセクションで、今年の版の中ではある程度そのような傾向が見られるということでございますので、そういう点で我々がどの程度の大きな政府を許容するかどうかに係わってくるのだらうと思います。

それから、第2番目のポイントは、国民負担率の水準と同時にその中身であります。この中身の問題は、ご承知のとおり国税、地方税、社会保険料の3つの負担区分でこの国民負担率というのができ上がっております。この3つの構成をどうするんだという問題、我々は三位一体ということで地方との問題、国のかかわりを再検討するというようなことも議論をいたしておりますし、さらには保険料との関係でいえば、年金だけではなく医療、介護という形で、あるいは雇用保険も併せた形で議論をしなければならないわけですから、税と保険料のトータルな組み合わせをどのように設定をするんだという問題であります。

この問題は、実はもう一つ基礎年金の財源をどのように一般財源から繰り入れるかという問題と接合されているということでもあります。水準の問題と一般会計からの繰り入れのレベルと、しかもその入れ方、基礎年金の性格も見直している上での入れ方、ここも大きな論点の一つだらうと思います。与党と野党との関係の中で、基礎年金の入れ込み方の問題、あるいは税か保険料なのかの問題、給付レベルの見直しとセットにしながら議論され始めているというのが実態であります。

したがって、この保険料の水準それ自身をどの程度やるか、諮問会議ではこれまで20%とか18%とか16%とか、そんな議論をやってまいりました。しかし、その前に総合保険料としてどのようにするんだと。現行の制度を維持しますと、35%弱まで恐らくいくだらうと考えますが、これを全体の中でどのように水準設定をするか、この問題も議論の中身からは落とせない問題であらうと思います。

したがって、トータルな国民負担率、あるいはその中身の問題と同時に、最終的には年金のところに着くわけではありますが、年金のレベル及びその負担構造というものを考えてまい

りますときに、どのような組み合わせ方というものを選んでいくかということが、具体的に今から議論をせざるを得ないわけであります。

今申し上げましたとおり、諮問会議の民間議員としては、20%、18%、16%ぐらいの中で、持続可能性と活力、これは貯蓄率に対する影響、労働の参加率、人口に対する影響、出生率に対する影響、こういうようなものと、企業への貢献を求めていますから、企業の行動様式に与える影響というものを見ながら、できるだけ中身を詰めながら早く移行期の姿、形をあらわしていく必要があるかと思っております。

こういうことを考えますと、2025年に向けて我々は保険料を段階的に引き上げながら、給付レベルというものを切り下げながら、税金の投入というものをふやしながらかつていかざるを得ないという実は三重苦の制度改革を、どのような制度改革をイメージしても、この3点セットを念頭に置きながらやらざるを得ないということは、経済の大きな変動の中における自明の理だというぐあいに私自身は思っております。

その上で、今現在ご承知のとおり、極めてモラルハザードが世代間の不公平の高まりの中で起こっていることに対して、どのように対応をしていくかということが重要なポイントでございます。これから年金世代に入っていく現役世代だけの問題としてとらえるのか、既裁定者という、今現在もう年金の受給者になっていらっしゃる方々がどの程度この改革の中に参加していただけるかどうか、この問題も大きなテーマであります。

この既裁定者の参加の問題について、いろいろアイデアはあろうと思えます。

1つは、基礎年金の入れ込み方の工夫によって、高額所得者の方々に対して、実は基礎年金の充当率を引き下げることで実質的に給付というものを下げるといった状況の中で、これを負担していただくというような考え方もあろうと思えますし、給付水準それ自身をダイレクトに切り下げていく方法として、物価調整を第一段階に実現をしていくというやり方も恐らくあるんだろうと思えます。

3番目には、今の制度を前提にしながら、税金の面において控除水準の見直しを実現しながら、税引き後の水準で協力をしていただく、こういう考え方もあり得るのだろうと思えます。私は、現役世代だけの調整だけでは、極めて難しいというぐあいに考えておりまして、既裁定者の方々においても、やはり応分の負担というものをやっていただかざるを得ないのではないかと思います。

その意味するところは、実は高齢・少子化の時代に急速に移ってまいりまして、高度成長期から低成長期にそれがカップリングするという状況の中では、貯蓄が高齢世代にたまっている

という現実があります。年金をフローのレベルだけで調整をするということが、このようなデュアルな意味におけるトランジションの時期においては、極めて難しいという問題であります。ストックの問題が依然として残る状況の中で、新しく入ってくる現役世代と既裁定者の関係というものを基本的な構図の中で調整をし、調和をしていくことが重要だろうと思います。

今現実には起こっておりますのは、現役世代からフローで巨大な移転が高齢者の既裁定世帯に行われると同時に、既裁定者のおじいさん、おばあさんから、孫や子供に対してプライベートな家計を通しての逆流の再分配が行われるということがあります。この問題は、グレーター・ファミリーで考えると非常にむなしいような感じもいたしますけれども、それぞれの家計においては、もちろん所得水準の違い等、あるいは資産保有の違い等によって、ミクロの面で問題が出てくるということは十分あり得るわけで、所得再分配としての安心を確保するという年金制度の基本的な役割というものを維持しつつ、ストックとフローとの関係における調整の問題について、やはり我々はもう一段考えていく必要があるのだろうと考えております。

その上で、当面の段取りとしての年金改革、これは私、先ほど基礎年金のありようについても含めて議論をさせていただいたわけでありましてけれども、これから保険料だけを上限を設定して、そして給付というものに対しての結びつきというものを弱める、今のいわゆる逆流スウェーデン方式でいけるかどうかという問題については、いささか疑問を持っております。やはり受給と給付の問題をビルトインされた形で考えていかざるを得ないのではないかと。そして、その移行期の問題を考えますときには、積立金の問題をどのように利用するのかということも現実の移行期を解決する上で大きな要素と思います。

ご承知のとおり、厚生労働大臣試案として出ておりますのは、持続可能性について、無限で均衡させる方式から、2100年という有限で均衡させるという方式にし、予算に対する制約を緩めて、その上で緩めたバジレットの余裕度を回すという形で給付のレベルを維持すると、こういう考え方が1つのテーマとして打ち出されております。

もちろん、これも1つの考え方であると思いますがけれども、それ以外にも保険料の水準そのものをより引き下げるといった考え方でこれを理解するのか、あるいは基礎年金のレベルそれ自身を税方式に移行するという問題も絡めながら、生活保護的な性格を強めつつ見直していくのか、我々が年金の改革における理念というものを問い直す時期にも来ているのだろうというぐあいに考えております。

したがって、この年金制度というものは、年金という限定された領域の中で議論するのではなく、経済全体の中で議論をし、そして保険システムと税制というものを結合しながら、

全体としてまとめ上げていくということがこれから求められるわけであります。

私が最後にこの点を強調したのは、年金制度の狭い範囲でありますと、税がフリーランチのようなイメージで、税を投入すればそれでいいというようなご議論が極めて強く打ち出されておりますが、懐からの支払い方が、保険料でやるのか税金でやるのかの違いだけであります。もちろん保険料は勤労所得を原資にしているのに対して、税金はより広い課税ベースの中でこれを賄うという意味においては差がありますけれども、その本質的な差というのはそれほど大きくはないということをごきちんとして理解した上で、このためにする甘い年金対策論議ではなく、きちんとした整合性のある税制改革論議というものを実現すべき必要性があると思えます。

最後に、今、年金不信を生み出している原因に執行上の問題があります。執行面において、国民年金が典型でありますけれども、4割弱未徴収になっているというのは、これは先ほど申し上げました世代間の不公平がもたらすモラルハザードが主要な原因の1つであると思えます。つまり、そこに入ることが自分にとってうまい味のないシステムになりつつある状況の中で、ペナルティーが非常に少ないシステムを前提にいたしますと、これは当然のことながら、不徴収の問題が浮かび上がってくるということでもあります。

不幸なことに、執行面においても、市町村レベルから国に移したということが、この面を加速させているということは否めない事実であります。したがって、やるべきことは世代間の不公平というものをよりマイルドな形でスムーズに調整をしていくということと、徴収方式を国税、地方税、社会保険料のいわば総合的な観点からの執行関係の協力ということも前提にしながら議論を進めていく必要性もあるのだろうと思えます。

そして、保険のシステムを、大きな公的の総合保険として組み立てていくということも考えるべきと思えます。介護と医療と年金、そして雇用をセットにすれば、どの部分においてもそこでモラルハザードを起こして、そこに費用徴収から逃げるというようなことがあれば、受益の面でペナルティーを受けるとするようなシステムづくりということも考えなければならぬと思えます。

そして、それを理解していただくためには、社会保障の個人会計を整備して、国民に情報をきちんとして個人レベルでも知らせて、信頼感ある年金制度、あるいは全体としての社会保険システムを再構築をしていく必要性があるというぐあいに考えております。

私の話はこれで終わらせていただきます。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き跡田さんからお願いします。

【跡田】 慶応大学の跡田でございます。

それでは、私の方からは、ただいまの基調講演の本間さんの方からありました理論的な整理を補完するといえますか、ちょっと逸脱しているところもありますけれども、関連報告として少し数字の方をご報告させていただきたいと思います。

現在、私自身は内閣府の経済社会総合研究所で、財政改革というもののシミュレーション分析というプロジェクトをやらせていただいております。その中では、年金、医療、介護の制度改革が行われときに、財政というものに対してどういう影響を与えるか、これを長期で見てもよようということ、それから国と地方の財政関係を変えていったときに、財政的な側面にどういう影響が出てくるかということを中心にマクロ経済というものをかませまして検討しています。制度改革がマクロに影響を与え、個人、企業にも影響を与え、それが財政収支にどういう影響を与えるかという、そういう内政化したモデルを最終的につくりたいということでプロジェクトを組ませていただいております。その一環として、この間、まず社会保障の部分と財政との対応関係をくっつけたディスカッションペーパーを発表させていただいております。

本日、それを1つのベースにしながら、今回のフォーラム用に少し独自推計を行いましたので、その点とあわせてご報告させていただきたいと思います。

問題意識といたしましては、先ほど基調講演で本間さんがおっしゃったとおり、基本的には活力、安心、そして持続可能性という側面から年金制度の改革を考えております。まず、活力という点では負担レベルということで、年金の保険料水準をどのぐらいのレベルにしていったらいいかということで、今回は20%、18%、16%という形で最終保険料を3段階に固定した場合に、どういうことが起こるかということを考えております。

そして、総合的な負担という形では、現在、厚生労働省が想定しておりますのは、医療保険ですと大体最終的に10%、介護保険ですと2%ぐらいということになりますから、年金の20%ということはトータルで32%ぐらい、18%ということは30%で、16%ということは28%ぐらいをイメージした総保険負担率になるというふうにお考えいただけたらと思います。

もう一つ、安心の方につきましては、分配面というふうには先ほどご報告がありました。細かい分配というところまで世代内のものを入れるということは、現時点ではまだできておりません。かなり難しい問題になるということもありますので、今回の中では給付レベルということを考えております。

ただ、給付のレベルをできるだけ落とさないような方法はないかと。つまり、平均的な給付

レベルに関して、落とさないような方法はないかということで、全体的に平均的に下げていくという基本的な案、現在の厚生労働省から出ている案、それに対して支給開始年齢を引き上げるという官邸サイドから少し出たようなご意見、それからもう一つは、高所得の年金給付世帯、こういうところへの年金をカットすると、今回の場合には上から10%ぐらいの方たちの年金をカットをするという形で計算をしてみました。そういう年金給付総額を削減する形で、残りの部分、給付される人たちの給付レベルを維持するというような意味で、ある程度のレベルを確保するということはできないのだろうかというような案を少し考えております。

そして、持続可能性につきましては、ちょっと幅が狭いんですけども、世代間の格差という形でモラルハザードに影響を与える可能性というものを、一度世代間格差という形でとらえて見てみようということでやらせていただきました。今大体案をご説明しましたものをまとめたものが表1でございます。

それで、表2というところをごらんいただきたいんですが、これが保険料率上限、20%、18%、16%とした場合の比較結果でございます。坂口試案と申しますのが厚生労働大臣として坂口さんが出された案です。その基本的な数値説明の中で、ある程度幅がある形で書いてございますけれども、大体基準となるケースということで、ケース1とケース2の結果を出ささせていただきました。

それから、ちょっと内閣府推計（跡田推計）と書きましたのは、当研究所で私がチームを組んで現在進めておりますプロジェクトの中で推計したという意味で、内閣府のディスカッションペーパーの中で想定しているモデルを使った推計というふうにお考えいただきたいと思えます。そして、最後が独自推計ということで、今回のフォーラム用に計算をしたものです。

坂口試案につきましては、ご承知のとおり最終保険料率を20%に固定をするということで、それに対して給付水準を計算すると、新規裁定者の所得代替率が54.5%というぐらいになるということです。これはいわゆるモデル年金世帯というものを想定したとき、現在59%ぐらいもらっている人たちが54.5%になるという数字でございます。

今日の日経新聞ですと、所得の低いところと高いところで給付水準が80%から20%ぐらいまで違ってくる。その平均のところは54.5%だというような説明が出ております。意味としてはそういうことだと思いますけれども、基本的には59%から54%に絶対幅で4.4%ポイント、レベルとしては4.4割る59、60ぐらいと考えていただくならば、8%ぐらいのカットをイメージしていると思っていただいたらいいのではないかと思います。

それに対して、マクロ経済スライドという給付の調整を早めていけば、保険料を18%に引き

下げることも可能であるという数字です。ただし、それに対して給付水準は48%ぐらいになるということで50%を切りかねないという、やはりこれも59%の人が48.6%になるということでございます。

これが坂口試算でございまして、それに対して研究所でやっておりますプロジェクトで同じような形のものを計算すると、大体ほぼ似たような数字になってくるということでございます。

それに対して、今回一番右のケース、1, 2, 3というところでは、物価上昇率に従って利子率が上がっていくという、マクロ経済へのエフェクトを考慮した場合にどうなるかということを含めて計算をしました。それで考えますと、年金のことですのでマクロの数字には、影響はございません。大体少し坂口試算より下がる形の数字が出てまいります。坂口試算では出ておりませんでした保険料率16%ということも検討範囲に入ると見ましたところ、給付水準は43%ぐらいまで下がらざるを得ません。ですから、保険料率を4%抑えれば、給付水準が10%近く下がってしまうということです。平均ではこういうことが起こります。そして、潜在的な国民負担率というものを想定してみますと、2025年時点でケース1の保険料20%ですと66%ぐらいになります。18%に抑えれば64.7、16%だと63.3%ということす。この段階で見ただくと、年金の保険料率を抑制すること、例えば2%、4%を抑えるということが国民負担率に与える影響というのはそれほど大きくはないということはあるかと思えます。

ただ、国民負担率1%というのは、今のGDPレベルで言えば5兆円という規模になりますから、1%、2%というのはかなりの大きさなわけです。率としては66%から64.7%に1.3ポイント下がるというエフェクトが年金の保険料率抑制の効果なわけですが、それに比べて給付水準というのは5%近く落ちてくるということで、保険料と給付との間の関係というのはかなり強く、影響は大きいということはこの段階で言えるかと思えます。

ただ、それに対して、先ほども申しましたように、給付開始年齢を引き上げるとか、それから分配問題として高所得層への給付を削減・抑制していくというようなこと考えるとどうなるかということと、ついでに財政改革というものの効果も一度出して見ようということで今回計算した結果が表3です。では、表3の方をごらんになっていただきたいと思えます。

一番左のケース1, 2, 3は先ほど申し上げたとおりの財政改革をしたケースです。しかも、この財政改革はかなりきついものでございます。社会保障以外の歳出について、物価上昇分だけしか認めないということになりますので、規模的には、公共投資でいうと大体8%ぐらい毎年切っていくというレベルです。ですから、10兆円と考えていただくと8,000億円ぐらいを毎年毎年切っていくような、そのぐらいきつい予算編成というイメージで考えていただいたらいい

いかと思います。ここではGDPも伸びてまいりますので、実質経済成長率分は財政の中には反映しないというような形で考えております。

そうしますと、先ほど66%だったものが、保険料20%のケースでは57.7%まで約8%近く抑制できるということです。財政改革というものが潜在的な国民負担率を抑制していくためには絶対に必要であるということは、この数字を見ていただいてもおわかりいただけるのではないかと思います。

あと、重要な点として申し上げたいのは、67歳への支給開始年齢を引き上げること。これは65歳への引き上げが終わった後に、2年に1歳ずつ引き上げるという形で組み込みました。そういたしますと、何が起こるかという点では、例えば保険料率20%のケースで見えていただきますと、給付水準が53.8%に若干上げられるという程度でして、67歳への支給ということだけではそれほど大きな改革、改善にはつながってきません。

それに対しまして、ケース7という形で挙げましたところでは、高所得層の給付を削減してみました。上位1割の高齢者の方々の年金給付をカットし、残りの部分をみんなで分け合うという形にしましたので、給付水準は58.9%となります。わずか1割の方たちの年金を抑制するだけで、これだけ給付水準を元に戻すことができます。20%レベルでも59%が達成できるということにして、それに対して16%までもし保険料を下げたとしても、47.8%ということ、48%ぐらいの年金の給付水準を維持することができます。給付水準をどこまで下げるかというのはまた大きな問題となると思いますけれども、少なくとも50%レベルに近い給付を、保険料を16%に下げても維持することは、いろいろ手段を加えることによって可能性が出てくる。単純に全員同じように給付水準を下げるという前のページのケース3のようにしますと、43%まで下がってしまうわけですが、67歳支給、それから高所得の高齢者の給付制限を加えることによって、もらう人たちの年金の給付レベルを維持していくということは十分に可能となります。要するに、安心という点からするならば、給付される年金のレベルというものの、それ自身もやはり考慮する必要があるのではないかとということで、その可能性が保険料16%でも十分にあり得るということがこのシミュレーションの中では示されていると思います。

最後、5ページ目のところでは、世代間の受益と負担の格差という形で、厚生労働省が発表しています世代間比較の問題と同じような数字といたしまして、私どもの独自の計算に基づいた結果を出させていただいております。表の中身は、年金給付と保険料負担の比率ということで出しております、先ほど本間さんのお話の中で出てきた収益率とはちょっと概念が違いますけれども、こちらの場合には、どれだけ負担をするのか、どれだけ給付をするのかという

数字に対して割引率を外生的に与えて比率を出しました。保険料の方はだんだん利率で積み上がってきます。そして、年金給付の方は現在価値に割り引いてくるときに割引率を使うわけですが、その割引率というのがかなり大きな影響とありますが、いたずらをする部分があるということをむしろまずは知っていただきたい。ここでは1970年生まれ、80年生まれ、90年生まれのところの左側、負担抑制というケース1、ケース2、ケース3、ケース4、ケース5、ケース6まで、ここまではほとんど1を切っているというような状況が発生いたします。

それに対して厚生労働省が出された計算では、1を超えるというような結果が出ております。これは基本的には割引率が大きい小さいかの問題でして、5ページの数字を悪用するような立場であるならば、割引率を大きくして、わざと将来の不安を高めるのかというふうな言われ方もされる可能性があります。しかし、客観的に見て名目では大体3%を与えるというのが、今内閣府等のマクロの長期シミュレーションで使われている値ですので、今回は3%という数字を使って割り引いてみたということでございます。

これで見えていただきますと、1930年生まれ、40年生まれのあたりはまだ1.88とか3.78とかなり大きい値を持っております。それに対しまして、50年、60年、70年あたりのところでだんだん1に近づいてきて、90年度ぐらいからは1を割り込むというようなのがケースのところに出ております。

負担を抑制するという形で、まず皆さんの年金を一律にカットするというをすると何が起こるのか。もちろん保険料負担も抑制するわけですが、そうすると、1990年生まれの値が0.92ということにして、ケース1よりは少し、ほんのわずかに格差が縮まるということがここでは発生してくるということです。

それに対して、67歳支給という支給開始年齢を引き上げるという手段が世代間の格差に対してどういう効果を持つかを見てみましょう。これは保険料率を20%から16%に抑制するというものの中で支給開始年齢を引き上げますから、給付の額が減ることになりますので、世代間の格差という点では、余り効果がなく、逆に悪化させる方向に働きます。1970年生まれ以降の方たちの比率を0.05ポイントないしは0.07ポイントぐらい下げってしまうというようなことが起こっております。ですから、世代間格差の是正という点では、67歳支給というのは余り大きな効果を発揮しないとは言えると思います。これはレベルも下げてしまいますから、当然格差も広がるし、1をさらに下回らせることになります。

それに対して、高所得層を削減するという効果を持つかという点を見てみま

しょう。削減された方たちはゼロになってしまいますから、その部分だけ損をするということが発生するわけなので、高所得層についての比率を出せば当然もっと悪化するわけです。しかし、そちらの側ではなくて、給付を受けている側の方たちの給付負担比率というのは、3%で割り引いても、1990年レベルでは1を超えるレベルに維持することができます。2000年以降に生まれた方たちはまた低くなる可能性はあるわけですがけれども、基本的に1をそれほど大きく下回らないようなところで維持することはできるかもしれません。

ですから、レベルにおいてはある程度を維持することができるかもしれない。ただし、世代間の格差という点では、1930年と90年とを見ていただくと、1対3.9というレベル、それに対してかつては0.9対3.78です。幅としてどうなったかという点では、ケース1の格差よりもわずかに少し広がるような傾向もあります。

以上から、少なくとも今考えられています給付と負担という関係でとらえた年金制度の改革では、幾ら追加的な措置を考えても、世代間の格差というものに対しては余り改善につながらない。ただし、67歳支給とか高所得層への給付削減という追加的な措置を中に含めれば、もらう人たち、年金を必要としている人たちが受け取る年金のレベルはある程度のレベルを維持することができる可能性があるということが、今回のフォーラム用に計算いたしましたシミュレーション結果の中では見えてくるということです。今回の年金改革が目的とする活力、そして安心、持続可能性という点を数値レベルで見て、それに対して必要な改革、今議論されている改革の中で、どういうものがどういう効果を持つか、そしてさらには具体的にどれだけ改善する可能性があるかというような数字を示させていただきました。具体的にどういう方向がいいかということは、気持ちの中ではありますけれども、今日はそちらの方はまた後でご質問の中でお答えするという形で、私の関連報告といたしましては、一応これくらいで終わらせていただきます。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどの本間先生の拍手を飛び越してしまいましたので、一応お2人の報告、講演について、感謝の意味で拍手させていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

一人一人拍手をしていると時間がもったいないので、何人かまとめてやらせていただきますので、あしからずお願いします。

それでは、コメントですが、こちら側から、八代さん、宮島さん、西沢さんという順番でお願いしたいと思います。10分前後ということではいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

【八代】 ありがとうございます。

私のコメントは、資料配布しておりますので、これも若干参照していただいて聞いていただければと思います。

本間先生の先ほどのプレゼンテーションに関して、そもそも公的年金というのは何のためにあるのかということが基本的なポイントだと思います。今、公的年金論議で一番大事なことは、本間先生も強調されましたが、制度の持続性ということであって、我々が70、80、あるいは90歳になったときに、突然給付を大幅に切り下げられるということがとにかくあってはならない。逆に言えば、そういうことがないようにするには、どうしたらいいかという持続性の議論ということが私は一番大事だと思います。そのためには、やはり公平性、あるいは活力ということが出てくるわけだと思います。

どうすれば、制度の持続性を維持できるのかというときのかぎになるのが、今、跡田さんが詳しく説明された世代間格差です。年金の専門家の間では、こういう世代間格差を議論すること自体がナンセンス、場合によっては不道徳であるという見方があるようです。要するに、昔の人は苦労したんだ、おまえたちは苦労してない。だから年金で少々不公平があったっていいじゃないかと、こういうような大ざっぱな議論だと思います。

確かに世代間の格差というのは、もちろん非経済的な面もたくさんあるわけですから、年金だけでは議論できないというのは当たり前だと思います。ただ、言えることは、後の世代にどんどん負担をしわ寄せしていく、後の世代ほど損するような年金制度は、受給者にとってもリスクが大きいということです。それは、いつかは後の世代の反乱を生む可能性があるわけで、だからこそこんな世界一の年金制度を持っている日本で、老後の貯蓄を一生懸命しているというのは、やはり「うま過ぎる話には罨がある」ということではないでしょうか。今の年金というのは、自分が死ぬまで持てばこんなにいいものはないが、うま過ぎるがゆえに持たない危険性がある。年金というのはやはり確実に持ってもらうなければいけない。そのためには、子供や孫の世代に負担をしわ寄せする世代間格差というのは極力減らさなければいけない、これが一番大きなポイントだと思います。

それからそのときに、本間先生もおっしゃいましたが、税との関係です。これは今回の年金改革の一番基本的なポイントの1つが、基礎年金の国庫負担金率の3分の1から2分の1の引き上げということですが、これはナンセンスであります。なぜなら、税金で負担する率が上がったからといって、国民の負担自体は何も変わらないわけで、それはあくまでも年金の世界だけの負担の話なんですね。

ですから、大事なのは保険料でも税でも、それは国民の負担であり、将来の国民負担と一緒に考えて引き下げなければいけないということではないかと思えます。

ですから、国庫負担率が3分の1でも2分の1でも、それはマイナーなポイントであって、合わせた給付と負担の関係を見ていくというのがこの経済社会問題としての年金の話だと思えます。これが、例えばある保険会社の売っている個人年金であれば、それは税金面で有利ですよというようなことも1つのPRになるかと思えますが、これは政府の年金であるということで、そこは税負担と一緒に考えてもらわなければ困るということです。

それから、給付と負担との関係において一番大事なものは、やはり本間先生も言われましたが、モデル世帯ということです。これは、なぜか社会保険のモデル世帯というものが、いつまでたっても専業主婦世帯というものをベースにして考えている。しかし、専業主婦世帯はもうマイノリティーでありまして、サラリーマンの中でもどっちかといえば少なくなっている。共働きの自営業を含めればもっとマイノリティーになっているわけです。今後、高齢化社会で女性が働くのが当たり前の社会になってきたときには、共働き世帯が基本であって専業主婦世帯は例外である。これをベースに年金制度でも賃金制度でも議論しなければ、企業も政府ももつわけはないわけですし、その一番大きなポイントが抜けているのではないか。先ほどの跡田先生の試算でも、これは厚生労働省の試算に倣っておられるわけですが、あくまでもモデル世帯は専業主婦で、現役の賃金の例えば5割の年金を保証するためにはどうしたらいいかという場合は、暗黙の内に世帯主の年金だけで配偶者の生活も保障するという前提です。しかし、これを、夫と妻の年金を合わせて老後の生活を保証するというふうに考えますと、例えばもっと世帯主の年金水準はもっと下がっても、世帯としての生活は維持できるわけですね。もちろん、もう既に年金をもらっている人の奥さんが今さら働くということは非現実的でありますので、経過措置は必要になります。しかし、高齢化のピークの年金制度というのは、あくまでも共働き制度を基本として考える必要がある。そこに徐々に調整していくという考え方が大事なのではないかと思えます。

今回の年金論議でも、長らく議論されてきた女性の年金問題というのは、まとも先送りされているわけですがけれども、これは単なる第3号の被保険者の問題だけではなくて、給付水準を決めるときに専業主婦か共働きか、どっちを基準に考えるかというのが非常に大事ではないか。しかも、共働きというか、個人を単位にする年金というのは就業行動に中立的である点も重要で、これも長らく議論されているわけです。今の年金制度は、やはり被扶養者である無業の妻が働くこと損をする仕組みになっているわけです。高齢化社会で1人でも多くの働く能力と意欲

のある人は働いてもらわなければいけないときに、このように働くと損をするような仕組みを内在化させた制度を放置しておくというのは、極めて経済的に非合理的でもありますし、また公平でもないわけで、それがまた年金制度の持続性を損なっているということでもあります。

それから、私のレジュメの2ページ目にありますが、情報公開ということですが、この世代間格差という極めて重要な数字が、最近になるまで厚生労働省から公表されず、ようやく出たときには6.6倍から2.1倍という、すべての世代が得をする年金制度だという形でPRされたのですが、これもナンセンスであります。なぜなら、今の年金制度というのはまさに賦課方式であって、ある人の保険料で別の人の給付を賄っているわけでありますから、すべての世代が得をするなんということは、よほどの高金利でも想定しない限りあり得ないわけです。これは基本的に民間の保険会社のPRと同じ形になっているため、年金以外のものをすべて所与として、年金だけを考えたらこうなりますという試算であるわけです。現実には我々は保険料以外に税金も払っているわけですし、それから事業主の保険料も、当然ながら結果的には労働者に転嫁されるわけですから、労働者の負担と同じに考えていいのではないかと。これはGDP統計の考え方でもあるわけです。そういうふうに考えたら、今のようなすべての世代が得をするということはありません。これはことしの経済財政白書に的確に書いてありますけれども、年金制度の世代間格差を考えたときに、専業主婦世帯と共働き世帯では非常に大きな差があるということでありまして、こういう情報をきちっと開示しなければ、年金の議論というのは成り立たないわけです。一部の特に有利になる場合だけについて議論するという形で、本来、利用者にとって必要な情報を隠すというのは、非常に問題ではないだろうかということになります。

それから最後に、繰り返しになりますが、年金というのはとにかく持続性が大事であります。それから、世代間格差を是正しなければいけない、財政と税制を一体化しなければいけない。ただ、跡田さんのおっしゃったように、上位10%の高齢者の豊かな人だけがすべて負担するというのもやや無理な話でありまして、どっちかということ、年金も含めた総合的な課税をもっときちっとかけることが重要です。それで、米国で行なわれているように、年金からの税収を一般財源に入れるのではなくて、専ら年金の財源に振り向けることによって、豊かな高齢者が貧しい高齢者を扶養する。それが年金制度の安定で、世代間格差を極力縮めることの1つの代替になっているのではないかと思います。

最後に跡田さんの世代間格差の議論をするときに、何も1930年生まれと1990年生まれの世代だけを比較する必要はないのではないかと思います。私は、30年生まれの方は戦争で苦勞され

たし、海賊内での扶養もあり、ある程度有利な年金をもらえていても構わないと思います。問題は、50年生まれの我々団塊の世代であり、戦後の高度成長期に育った我々までもが、後代世代の負担で得をするような年金制度というのは不公平であり、かつ危険である。なぜなら、団塊の世代の負担というのは、ものすごく大きく後代世代にかかるわけですから、この段階の世代が少なくとも収益率1になる、これが1つの目標ではないかと思います。その意味では、余り効果がないと先ほど跡田さんはおっしゃいましたが、例えば保険料率20%と16%のケースを比較すると、50年生まれだけを見ればかなり差があるわけですし、ある意味でこれをもっと進めていくというのが、1つの跡田さんのシミュレーションのインプリケーションではないかと思っております。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、宮島さん、お願いします。

【宮島】 本間さんと跡田さん、どうもありがとうございました。

それで、一般的な話というよりも、やはりお2人の今のお話の内容について、私も少し考えを述べさせていただきたいということでございます。

やや順不同でございますが、まず本間さんの方から、社会保障というものと、社会保険だと言いましたか、社会保障と税と一体にとらえるべきというお話で、これは八代さんからそういうお話でした。今のお話は、社会保険の国庫負担の財源としての税、あるいは地方負担の財源としての税という観点から議論されている面が大変強いと考えております。あるいは、社会保険料も一種の目的税であって同じものではないかということですが、私は実はそう思っておりません。例えば、「いつだれが幾ら納めた」という記録がきちんとあるのは、実は社会保険料と、あとは所得税の一部だけでしょう。常に公平論ですとか損得論がなぜできるかというのは、その納付の記録がきちんとあるからでありまして、それは制度の透明性というものを特に批判的に吟味する際に、極めて重要な手がかりだろうと思っております。その点、例えば消費税というのは、基本的に世帯消費でございます。本来、保険料を払えない専業主婦がどうして税金を払えるのかといつも聞くのですが、要するにそれは世帯消費の一部として単に消費をしているにすぎないわけでございます。それからもう一つ、これは納めるのが事業者ですから、消費税というのは「いつだれが幾ら負担した」ということは全くわからない世界です。ですから、消費税というものを財源として考えた年金制度を考えますと、これは要するに公平論とか損得論は一切わからなくなってしまうだけの話で、そういう非常に不透明な制度にすることがあたかも望ましいかのような議論が今、きょうこの方々がそうだと申し上げているわ

けではなくて一、一般にも主張されていることが大変気になっております。

それから2番目は、要するに年金なり医療も含めて、社会保険の国庫負担というのはどういう意味を持つか、あるいは地方費を含めた公費負担はどういう意味を持つかというときに、これはいろいろな解釈があると思います。特に、日本のように皆保険ということ、まずこれをどうするかという話になれば、話は別なのですが、国民全員が何らかの保険に入っているという仕組みは、必ずしも一般的ではないわけでありまして、しかしそういう仕組みをもし維持するとなれば、これは当然そのための政策コストが必要になるわけです。保険者であれ、あるいは被保険者であれ、皆保険を維持する何らかの補助をしなければいけない。そういう意味での政策コストがありますが、もう一つは、特に被用者の場合には、保険料というのは賃金税でございます。要するに、賃金だけが賦課の対象である。だからこそ事業主も、はっきり言えば日本経団連も、あるいは従業員、連合も、これが引き上げられることを嫌がるわけでありまして、そのよしあしは別にいたしまして、ですから国庫負担というのは、そういう意味では賦課の対象所得、賦課ベースを広げるという意味がございます。しかし、そうすると今度は歯どめがなくなりますので、私がいつも言っていることは、被用者でない人を被保険者に含む保険の場合には、やむを得ない場合にしても、それは限度が2分の1と。それを守らない限り、もう本当に歯どめがなくなってしまうということだけは、はっきりしなければいけないだろうと思います。

3番目は、実は今回年金部会で議論した中で、これは特に私なのですが、年金課税ということが大変重視しておりまして、その意味は、給付水準については、今後、税込みと税抜きをはっきり区別して考えてくれということです。余り時間がないので、残念ながらヨーロッパの話はできませんが、例えば我々の議論で示した上限20%に固定したときに、自動スライドをかけた最終的な調整割合は約12%くらいで、所得代替率で52%くらいになるということでありまして、この52%は、実は税抜きの代替率でいえば上限といってよい。もし年金課税を取り入れますと、今、所得税37%、地方税が13%ですから50%の限界税率になります。したがって、もし高額所得者の税負担率を上積み税率で求めれば、年金の税抜き所得代替率は26%くらいとなります。その幅で、所得水準と税率水準でその給付水準が実質的に調整される、こういう仕組みということです。跡田さんの仮定のように、高額所得者の年金受給の停止という仕組みが初めからわかっていたら、大体そういう保険に入る人はいなくなると思います。年金制度の枠内だけで給付水準を調整しようという発想そのものがおかしい、無理と言っているのです。しかも、年金制度の中でやりますと、これはどうしたって調整対象は給与だけになってしまいます。これは、高齢者の就業を阻害する要因になる。その点、所得税ですと、例えば事業所得

が入る、不動産所得が入る、総合譲渡所得が入るというように、源泉分離以外は所得が入ってまいりますから、そういうもので調整をやるのが、私は本来の意味での給付水準の調整ではないか。そういう意味での税の役割というのは基本的に重要だと思います。

ただ、唯一の弱点といいますか、問題は、多分、本間さんに言わせれば、税負担率が上がって国民負担率が上がることでしょう。こういう話になると思うのですね。そこを見るかというのが、私はもう一つ、本当は議論してほしいところであります。

それから、きょうお話を伺っていて、我々　今我々と言っているのは、皆さんもご存じでしょうから別に隠す必要もなく、年金部会として議論ですーの議論でいえば、「マクロ経済スライド」の意味、これについては残念ながら、その後いろいろな論評でもマニフェストでもほとんど取り上げられない。つまり、今我々は、50年先ぐらいの人口状況は一応見当がついているけれども、その先を含めて、はっきり言って余りよくわかりません。これからさらに人口、出生率がどう変わるか、あるいは経済がどう変動するかというのはわからないのです。そのときに、基本制度を固定するということはできても、人口・経済変動を吸収できるスタビライザーを組み込まない限り制度の持続性というのは、これはあり得ないわけです。だから、どういうスタビライザーを組み込んでいくかという、この議論はきちんとしてもらわなければ困る。そうでないと、また5年ごとに財政再計算をやって、また出生率が低下したから制度をまたいじるというようなことになりかねない。そういうことがないようにしてほしいという、相当強いメッセージで送っているのですが、なかなかそこが理解していただけないというのはやや残念な気がいたします。

それから、これは恐らく後で西沢さんからの報告があると思いますが、本間さん、それから跡田さんの内部収益率という考え方は、積立方式、つまり拠出掛金を市場で運用していくというタイプの年金の場合には、内部収益率という概念が重要な意味を持つと思います。しかし、現在の年金は、そのよしあしは別として、基本的にはいわゆる賦課方式という方式をとっておりますので、そこに内部収益率という、つまり利子率で割り引くというのは、果たしてそれに合致しているのかどうか。むしろ、我々は今回議論の中で、従来そういうやり方をして幾つか試算をしてもらって、もちろんいい試算を出してきたという見方はあるかもしれませんが、例えば新規裁定の年金というのは、現役期の賃金を現在の賃金水準で再評価して決めていくわけですから、問題は賃金なのですね。賃金の動きがどういうふうになるかということが、年金水準に一番大きな影響を及ぼすということになります。ですから、その意味では私たちは賃金上昇率で換算をするという形で、この試算を求めているということがございまして、それは年金

の財政方式の中でどういう割引率を用いるべきか、つまり市場利子率なのか賃金上昇率なのか、あるいは物価上昇率なのかというようなことについては、これはもう少し議論があってしかるべきではないかというふうに考えております。

それに関連いたしまして、先ほどの跡田さんの説明、これは事業主負担を含んでいる概念ですか、この倍率は。

【跡田】 はい、そうです。

【宮島】 そうですか。これは事業主負担を、この倍率比較に含むかどうかということは、これもかなり議論しておかなければならないと思います。もし、これを国民経済計算と同じように雇用者賃金の一部として考えて、つまりこれは本人の掛金だということで比較するのであれば、私もそれは意味があると思います。しかし、その瞬間に、事業主負担という概念が消えてしまいます。これは、事業主は単にこの賃金の中から源泉徴収して納付するコストを負うだけで、他に事業主が負担するものは何もないわけです。ですから、倍率比較に事業主負担を含むかどうかということは、そもそも事業主負担というのは一体何なんだろう、賃金の一部なのか、つまり賃金に後転されてくるのか、物価に前転されるのか、あるいは利潤に帰着していくのか、あるいは労働生産性の上昇によって吸収されるのか、こういうことを相当きちんと議論してくれないと、やはりやや議論の仕方としては、先ほど跡田さんが懸念されましたように、読み方によっては非常に宣伝効果の高いものでございますので、その辺の慎重な議論を私は望みたいと思っております。

あと2つだけ、簡単に申し上げます。

1つは、これは私自身、決してそれを望ましいと思っているわけではございませんが、日本の社会保険については2つの大きなくせがあります。1つは、リスクの違いによって、大きなリスクを持っている集団を切り離していこうという動きがあります。あるいは、リスクの低い集団だけで保険をつくらうという考え方があります。というのは、今、老人医療の制度で突き抜け方式とか、あるいは独立方式と呼ばれるものはまさにそういう考え方で、一元化という発想がなかなか出てこない。それから、もう一つどこで違ってくるかというと、サラリーマンとそうでない人たちです。これは、もちろん就業・所得形態とか定年制度があるかないかということはあるけれども、私が見るところ最大の違いは、実は源泉徴収がきくか申告納付に依存せざるを得ないかという区別でございまして、例えば年金制度でいえば、国民年金の空洞化や第3号基礎年金の問題というのは、1つはそういう問題だというふうに理解しております。

ですから、これは実は日本だけではなくて世界的にも、例えば公務員とサラリーマンが違う

保険をつくるとか、自営業者は違うということがありますけれども、特に日本では非常に根強い保険集団を分離するという考え方、これを本当にひっくり返すだけのことができるかどうかということに私は大変関心がありまして、個人的にはそれを望んでおりますけれども、それがどのくらい実現可能性があるかどうかということは、私は正直言って楽観しておりません。

それから最後に、特に今回我々の議論の中では、八代さんからもご批判がございましたように、議論の半分は実は主に女性にかかわる問題を議論いたしました。家族のあり方ですとか就労の多様化ですとか生き方の多様化、例えば第3号被保険者というのは、現在、ある程度固定した存在ではあるわけですが、それがなくなると見るのか、そうではなくて、人生のプロセスの中で、最初は2号でフルタイム勤めて、出産のときに一たん退職して第3号になって、あるいは、教育再投資のために大学に再入学して第3号になって、その後、第2号なり第3号として再就業する、こういうことがこれからは起こり得ると思うのです。ですから、多様化したモデルをつくれと言われても、大変難しいのです。我々が考えたのは、例えば今言ったように、第2号、第3号、第1号または第2号というふうに移る人のモデルをつくれるかどうかというようなことを検討したことがございますけれども、とにかく今は特に社会構造、人口構成、家族形態を含めて非常に大きく動きつつあるときなものですから、これは八代さんのご批判を甘んじて受けるつもりでございます。思い切って、将来を見越した誘導的モデルをつくれということであれば、私もその点は個人的には同じような考え方を持っております。

どうも、少し時間を過ぎたと思えますけれども、以上でございます。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせしましたが、西沢さんからお願いします。

【西沢】 それでは、失礼しまして「さん」づけで呼ばせて頂きます。

まず、本間さんが最初におっしゃいました安心、経済活力、持続可能性というのは私もそのとおりだと思います。これは、諮問会議に対する注文でもありますけれども、経済活力というときに、もっと幾つかの統計を整備して議論していただきたいと思います。往々にして行われますのは、国民負担率と経済成長率のデータの比較だと思いますが、そうではなくて、現在、厚生年金加入事業所数は165万事業所。でも、一体これは本来何万事業所が入るべきであって、どれだけが脱落しているかといった数字はわからないわけですね。あるいは、限界的な雇用形態の人たちが、今の事業主が厚生年金保険料を嫌がるがために国民年金になだれ込み、彼らがどれだけ空洞化を形成しているかといったデータも手元にはないわけです。本来であれば、これから13.58%を、国庫負担2.7兆円投入した上でさらに20%まで上げるというのであれば、

こういったデータが整備された上で、保険料率を上げることによって、加入事業所数及び厚生年金の被保険者数にどのような影響を及ぼすのかといったことを慎重に見きわめた上で、シナリオをつくるべきだと思います。こういったデータがない上で、たとえ16%でも今よりも上げていくシナリオというのは、本来であれば描きにくいと思っております。

それと、保険料率のレベルに言及されていましたが、私は保険料率のレベルが高いか低いかという選択は、政府の信頼と社会保険の貯蓄性に大きく依存していると思います。仮に政府の信頼が高ければ、民間で商品を購入するよりも公的年金に加入した方がいいという国民の選択もあるかもしれませんが、あるいはスウェーデンの年金保険料のように貯蓄性の高いものであれば、それは負担が高くて負担とは感じないはずだと思います。したがって、今までのお話の中では料率を何とか引き下げようと、それには私も反対しませんが、それと同時に、高負担でも信頼を託せるような政府の信頼性を取り戻すといったことも、ぜひ念頭に置いていただきたいと思っております。

跡田さんに関しましては、今まで厚生労働省の社会保障審議会年金部会の中では、この議論が20%ということだけで非常に固定化されておりましたけれども、料率に幅を持たせたシミュレーションが提示されたということで、非常に素晴らしいことだと思います。4ページ目のケースで、所得代替率47.8%という数字を出されておりましたけれども、これは現在の59%に比べると10%強の低下ですが、決してショッキングな数字ではないと思いますし、出ている数字以上に価値の高い数字だと思います。と申しますのも、厚生労働省が出している試算というのはマクロ経済スライドを使っているわけですし、昨年12月に出したマクロ経済スライド適用の場合、定時推計ですと45%になるといった試算を出しております。これよりも、47.8%の方がやはり高いわけですし、あるいはマクロ経済スライドの特徴としては、どこまで低下していくかわからないということもございます。45%という数字が出されてはいますけれども、それはあくまで出生率が低下した場合のみであって、これに高齢化がさらに進み、積立金の運用利回りが低下し、あるいは正社員比率が低下し、あるいは国民年金の空洞化がさらに進んだ場合、45%というのを下回っていく可能性もあるわけですので、そういった不確実な45%よりも47.8%、これは賃金スライドを織り込んでおられるかと思っておりますけれども、とすれば確実性の高い数字であるわけですし、このことはもっとアピールされてもいいと思います。本間さんが冒頭おっしゃいました安心という意味でも、確実性の高さは非常に評価されると思います。

八代さんのおっしゃったことは、私もほぼ異論はございませんで、宮島さんのおっしゃった

社会保険と税ということに関しまして、私は違いが実は当初よくわかりませんでした。社会保険と税、取るお金は一緒じゃないか。ここに前おられた喜多村悦史さんの書かれた本あるいは宮島さんのインタビューなどを拝見しますと、この社会保険という、払う行為自体に非常に崇高な意味を見いだされているということが何となく私の頭でも理解できまして、もらった給料の中からなげなしの金を払うという、それはたとえ幾らであっても、行為そのものが非常に崇高に感じているのだなということ、社会保険ということに意味を託しているのかなというふうな理解になっております。したがって、国庫負担を2分の1に引き上げる、これは社会保険を維持するためのコストというふうに宮島さんはおっしゃっていたと思いますが、そのコストという意味もわからないではありません。払うというのは、非常に重要な行為だと思いますから、それを尊重するというのも重要なことだと思っています。

とはいえ、厚生労働省の改革案でも、あるいは坂口厚生労働大臣の試案でも、国民年金の空洞化あるいは無年金者といったことに対しては非常に無力なわけです。ですから、払うという行為は非常に崇高ではありますが、その崇高さをどこまで我々は維持できるのかといった選択を迫られていると思いますので、とすれば基礎年金消費税化といったことも、もっと真剣に継続的に議論していかなければいけないかと思っています。

あと、マクロ経済スライドについても言及されていましたが、最近のこの選挙の状況を見ますと、財政拡張的な各政党の年金制度改革案よりは、マクロ経済スライドとはいえ給付抑制策を盛り込んだものは、相対的に評価できると思います。官僚バッシングのようなものも行われますけれども、ここでだから言うわけではありませんけれども、政治家だけに任せておいて、年金制度は本当に大丈夫なのかなという心配すら感じているわけですし、ただマクロ経済スライドにも多くの注文があるわけです。スタビライザーというふうにおっしゃいましたけれども、スウェーデンとよく比較されますが、スウェーデンの場合は万々がーの場合に登場する自動調整であるのに対し、マクロ経済スライドの場合は一方的に給付水準を切り下げてくるわけです。しかも、この切り下げというのは、25年後、30年後に集中的にあらわれるということで、ある世代に偏った、しかも不確実な給付水準の抑制策でして、果たしてそれでいいのかなというのが率直な疑問です。

あと、世代間格差の計算につきまして宮島さんがおっしゃいまして、私は賃金上昇率で評価するというのは、全く理由がないことではないと思っています。といいますのも、スウェーデンの個人勘定につきましては、賃金上昇率で利息をつけているわけです。ただ、疑問に思いましたのは、スウェーデンの場合はあらかじめ賃金上昇率で利息をつけるということを約定し

ているわけです。ところが、今回の厚生労働省の情報開示の場合、99年の試算までは運用利回りでした、今回知らない間に賃金上昇率になっていますといったことでは、この約定違反といいますが、一体今までどうだったんだ、なぜこんなふうにしたんだといった疑念が生じても、それは仕方ないわけだと思います。したがって、国民とどういった利回りで年金制度を維持するかといった約定を持って賃金上昇率であるというのであれば、それは構わないのではないかと思います。

あと、後半は私の考え方でございますけれども、年金制度改革に関しましては、最近思いますのは、極端に言ってしまうえば結論はどうでもいいと申しますか、結論半分、プロセス半分だと思っております。きょうここでいろいろ議論しておりますけれども、果たしてこれが今後の政策にどれだけ反映されるのかといった心配もあるわけですし、昨年1月に社会保障審議会の年金部会が始まりまして、私も大概傍聴しておりましたけれども、少しの光明と、あと多くは非常に嫌な感じを受けております。少しの光明といえますのは、年金部会の意見書、9月12日に出されましたものが両論併記的なものであったことです。これに対しては、意見が集約されていないという批判もありますが、それは当たっていないと思います。年金部会に参集した委員たちの間ですら意見が分かれるわけですから、それを無理に集約するというよりも、むしろ多様な考え方が世の中にあるということが示されたことが最大の功績だったと思います。

それでも、嫌なことというか、冷やかに見るべきことがたくさんありまして、本来我が国の一大事であるべき年金制度改革についてプロフェッショナルが集まっていないといったことであったり、あるいは本日ここに集まっている方々についても、世間一般で年金改革に関しての方の中ではある一方に偏った方かもしれません、年金部会でもやはり偏った方々が入っていたのではないかと思います。フェアさに欠けるということです。あるいは、部会の位置づけも、国民から見ると非常に違和感を感じております。と申しますのも、9月12日に年金部会の意見書が出たわけですが、それに先立って1週間前に坂口大臣が試案を出される。本来、大臣の諮問機関であるはずの年金部会が意見書を出す前になぜ大臣が試案を出すのか、これは国民にとっては非常にわかりにくいことです。あるいは、年金資金運用検討分科会、ここでは本来、現行の運用体制の見直しを行うべきはずですが、同じようなメンバーで同じことを議論して、同じような結論しか出ないと思われま。あるいは、これはことしの1月ですが、彼らが議論しているといったことは、株式の期待収益率はどうなるといったことです。でも、そんなことは今さら議論する必要はなくて、では仮に株式の期待収益率が低いと出たら、それは全国の企業年金に株式投資をやめなさいと宣伝するのかと言いたくなりますけれども、

本来彼らが議論すべきことは、政府という運用主体が公的年金積立金という性格のお金を、年金資金運用基金という特殊法人で巨額の金を市場で運用することが正しいのかどうかを問い直すべきでして、そういったことで非常にピントがずれていると思っております。あるいは、年金数理部会に関しましても、非常にテクニカルな話ですけれども、要はそのテクニカルな話をするのに十分な方々があそこに集まっていたかということ、疑問です。もう一つ、年金改革で行われている議論の場としましては、経済財政諮問会議があると思いますが、ここでもやはり各大臣というのは必ずしもプロフェッショナルではありません。テクニカルな話になってしまいますと、厚生労働省の官僚がつくった厚生労働大臣の資料にやはり負けてしまうと思います。

この2つが、主な議論の場だったと思いますが、としますと、我が国の一大事に対して本当のプロフェッショナルがフェアな形で議論を行っているかということ、全くそうではないというのが私の感想です。持続可能性といったことは、財政的な要因も大きく影響するでしょうけれども、フェアに議論し尽くしたという満足感が持続可能性を高めると考えられますので、まず議論の場から改める必要があると思います。

私が提案したいのは、1つは年金用語を見直すということです。例えば、この「2階建て」といったことも実態をあらわしていないと思いますし、「国民年金（基礎年金）」と書かれる表記も、一体これは国民年金なのか基礎年金なのかということが全くわかりません。第3号被保険者問題につきましても、基礎年金拠出金を見直さない限り、抜本的な解決策は見つからないと思います。あるいは、マクロ経済スライドにつきましても、もっと国民にわかりやすい言葉で説明し直すべきだと思います。今回、マニフェスト選挙という形で国民に判断が求められてはいますけれども、一体どうやって判断すればいいのかと困っているのが国民の現状ではないでしょうか。

第2のステップが、データを整備するということです。先ほど申し上げました加入事業所数のデータあるいは被保険者のデータ、本来入るべき人は何人いて、でも漏れている人は何人いる、そういったデータが全く不備ですので、これらをそろえない限りは先へ進むことはできません。あるいは、空洞化のデータです。未加入者、未納者といったものがばらばらのアンケート調査で調べられているようでは、データの信頼性そのものが問われると思います。

3番目のステップは、年金数理課を厚生労働省から分離することだと思います。今回、マニフェスト選挙といたしましても、野党の立場にいと、まともな政策提言もできないような状況にあります。やはり、年金数理といったものは、もっとフェアな場において計算させる。その中で、いいアイデアを具体的な政策の形に落とししていくといったプロセスが重要だと思います。

そうすれば、跡田さんが別途この場で苦労して計算されるといった必要も本来なくなるわけですから、政府全体の生産性が高まるわけです。

最後に、ステップ4としましては、以上を踏まえて議論の場を改めるということです。2004年改革はもうすぐですけれども、別途議論の場を以上申し上げたような形を踏まえて設けるといったことは、法律に書き込むことができると思います。今から基礎年金の消費税化といいますが、間に合わないのはわかりますが、それをも選択肢として含めて議論の場を設けることは、法律に書き込むことができると思います。財政再計算に関する法律も含めまして、そのことだけはぜひやっておくべきかなというふうに思っております。

以上です。

【香西】 どうもありがとうございました。

一応、これで5人のパネリストが勢ぞろいといいますが、登場して第一声をいただいたわけです。お伺いしますと、プロフェッショナルの方々といいますが、こういうことを真剣に考えておられる方々の議論は、非常に興味深いものであったと思いますし、既に相互でかなり入り乱れての論点も幾つか出てきているように思います。次のステップとしましては、跡田さん、本間さんからまずリジョインダーを始めていただいて、その後もう一度、八代さんから八代さんの意見について言われたこと等に対するご意見も承りたい、と考えております。

では、跡田さんからお願いします。

【跡田】 先ほどは、数字の説明ということで、余り主観を入れずにしゃべってきたんですが、そろそろ自分の意見も言わせていただこうかなと思っております。基本的にやはり活力ということが、日本の今の経済にとっては一番重要ではないかと考えております。年金制度においても活力であり、日本経済にとっても活力であるという点で、やはり負担というものを、できるだけ現段階においては抑制するという、ないしは引き上げないぐらいの方が重要なことではないでしょうか。当然、財政というものがもうパンク状態にありますから、将来的に増税という形になるかどうかは別にしても、国民にある程度の負担を求めていくということは仕方ありません。しかし、今の年金改革において負担を高めていく、20%まで求めていくというような形の議論というのは、余りすべきではないのではないのでしょうか。基本的に、まず今解決すべき問題は2025年問題だろうと思います。ただし、2050年までは見渡しておこうということです。それ以降に関しては、先ほどご意見があったと思いますが、人口推計などもかなり恣意的な数値を使っていますので、あまり重視すべきではないと思います。まずは2025年の第1次の団塊の世代が高齢期といいますが、前期高齢期に入るといって、この時期までに一

体何をすべきかを考えるべきではないかと思っております。

そういう意味で、今の負担というものを考えると税負担が平均で 4.6% ぐらいまで下がっております。所得税、住民税込みでの負担率です。年収 700 万円ぐらいでもその程度です。税負担が非常に軽い時代に、今、社会保険料が 13.57%、医療で 8%、介護で 1% ですから、既に社会保険関係で 20% を超えていまして、12% ぐらいが個人の負担ということになっております。普通に考えるならば、その 12% と 4.6% という数字からするならば、既に個人の負担が 17% レベルに達しております。

しかし、今のところ、皆さん重税感を言っていない。マスコミ等を見ても、余り重税感、負担感が強まっているというふうには言われていない。これは、社会保険料が上がっているにもかかわらず、税負担がどんどん景気対策の関係で減税されてきたということによるのではないかというふうに思っております。この個人で 17% ぐらいの負担と申しますのは、ちょうどバブルが始まる寸前ぐらいのときの日本の家計の負担、税負担が 10% をちょっと超えたところで、そして社会保険料が 5% ぐらいという状況とほぼ同じぐらいのレベルに達しております。個人にとっての負担としては、かなり限界に達しつつあるのではないのでしょうか。こういう中で、さらに保険料を上げていきますということを表明するというのが、私自身としては、近い将来、個人が反乱を起こすレベルに達するのではないかと思います。というのは、所得税の負担の方は、今後確実に着々と上がっていきます。既に 2 年後からは、配偶者特別控除を廃止するということが決まっていますので、平均的な負担は 5.4% に上がるようになっていきます。ですから、そういう点からするならば、できるだけ負担を軽くするだの、年金に関しても保険料をできるだけ上げないということが、まず活力の上では必要ではないかというふうに思っております。

さらに、潜在的国民負担というのも、先ほど少し数字として申し上げましたけれども、財政改革をしても、年金を 20% でいくとすると 57.7% までいくんですが、16% ならば 55.1% におさえられます。数字としては、わずか 2.6 ポイントの差ですけども、少なくとも保険料を抑えるということで、潜在的国民負担率を抑制することができます。そして、医療に関しても、保険料を 8% から 10% に上がることを前提とした数字がその 55.1% という数字になっておりますけれども、改革により今と同じレベルまで抑え込む、もう医療費に関してこれ以上の拡大はさせないぐらいの明確な方向性を持てば、55% よりも下げることができます。つまり、医療の徹底的な改革、そして介護もこれ以上増大させないということで負担の上昇を起こさせないようにすれば、50% 台の潜在的国民負担率、それも前半のかなり低いレベルまで抑え込むことがで

きます。

そういう点からするならば、選択肢としては、私はもう16%以外出さないでほしいなというぐらいには思っております。これは極端に活力を志向する場合ということですが、給付に関しては、もうその16%で賄える範囲に抑えていくべきだというぐらいの発想の逆転をしてほしいと思います。2分の1の国庫負担にするかしないかということも、何か附則に書いてあるということが金科玉条になっておりますけれども、私自身としては今の段階で2分の1に引き上げること、ないしは引き上げないことというのは、余り明確な方向性を出さない方が給付の改革に対してプラスになるであろうと思っております。今、積極的に議論をしなくても、附則に書いてある程度のことですから、もう1回延期しても構わないわけですね。そう言うと怒られちゃうんですけども、基本的に負担というレベルでは、保険料でやるか税でやるかなんですね。ですから、国民の負担にとっては何も変わらない。それをするというよりは、むしろ給付を抑制するということで、2分の1への引き上げというような負担の増加の部分ができるだけ小幅にするということ、まずはそちらの方を先にすべきです。この面ではどうもお金を先に準備しておいて、それに見合う給付がこのぐらいだからこのぐらいにまけておいてくれという程度の改革をしようとしているようなんです。しかし、できるだけ負担の部分を抑え込む。そして、国民の手元に現金を残す。民間にお金を残すという方向での改革を志向して、給付のレベルに関しては、必要な人にきちんとしたレベルを給付していくことが必要です。

今回の試算は、上位10%という極端なことをやったわけですがけれども、例えば基礎年金の部分は、高所得層は遠慮していただく。例えば年収500万円以上は徐々になくなっていくというようなのも、どこかの党と同じような案になってしまうかもしれませんが、そういうことを考えてもいいのではないのでしょうか。要するに、給付総額を削減するような形で、必要な人たちの給付レベルを維持しようという、そういう発想を持って、できるだけ低い負担で必要な人にはできるだけレベルの高い保障できるようにすることが必要なのではないかと思っております。

それから、内部収益率について、宮島さんの方から予想されるとおりのご指摘をいろいろ受けました。割引率をどうするかという技術論というものは、余り私自身は入り込んでもしようがないかなと思うんですけども、やはり毎回毎回違うことをやるというのは余りフェアなやり方ではないと思いますので、賃金率で割り引くということをこれからやっていきますというなら、過去についてももう1回やり直して、過去の計算も賃金率でやったらどうなっていたかということもきちんと比較対照しながらやっていってほしいです。ついでに、厚生労働省の方

がいらっしゃるなら申し上げたいんですけども、毎回毎回試算の前提を変えないでいただきたい。経済成長率とか物価上昇率の数字が、発表するたびに変わってくるというのは非常にわかりにくいことです。やはり政府内では「改革と展望」というものを内閣府が毎年つくって今後の成長率を示しているわけですから、本来ならそれに従ってやっていただくのが、国民から見ると正しいやり方じゃないかと思うんですけども、これはまたけんかを売っているようなお話になるかもしれませんが。

それと同時に、1950年以降でいいのではないかという八代さんのご意見もあるんですけども、私自身としてはやはり1930年生まれの方々も、高度成長の恩恵は受けていらっしゃると思います。戦争時代の苦労というのは、確かに成人するまでの間はあったと思うんですけども、成人してから経済の中では十分に高度成長の恩恵を受けてこられた方だと思います。ですから、むしろ1930年より前の方々は、私はある程度レベルは高くてもいいのではないかと思うんですが、30年ぐらいからはしっかりと取るべきものは取ることが大切です。マクロ経済スライドで、やはり既裁定者に対してきちんと切り込みを入れる。既裁定者の年金の給付レベルをやはり抑制しない限りは、どうしても世代間の大きな格差というものは是正できません。スピードから考えるならば、今日お示しした計算では、大体2025年ですべて調整が終われるということになりますので、2000年ないしは2010年生まれの人たちは、もう安定した給付と負担のレベルでやっていくことができるはずなんです。ですから、ここに提示した範囲の方たちで1.0を大幅に超えている人たちを抑制するような改革というものが、むしろ世代間の問題の解決になり、持続可能性も維持できるのではないかと考えております。

あと、現在の計算においては、女性の問題を確かにきちんと考慮しておりません。世帯の属性の違い、それからそれぞれに関しての年金の給付と負担の部分をきちんと考えていく必要はあると思います。しかし幾ら計算しても、共働きの世帯は必ず損をする。これは、現在の保険料の払い方に問題があるからです。厚生年金に入っている場合には一人分の料率で保険料率を取られていながら、基礎年金に払い込むときには常に2人分の保険料を払っています。ですから、専業主婦の保険料をだれも払っていないというのはメカニズム的にはおかしい議論で、きちんと払っているわけなんです。サラリーマンの夫が、基礎年金には2人分を払っています。間違っているのは単身者たち、ないしは共稼ぎの人たちが、2人分ずつやはり1人で払い込むというシステムです。むしろここを変えなければいけません。ただし、保険料は激減して、年金財政が成り立たなくなる可能性はあります。やはりシステムとしてはおかしいやり方をしているということをはっきりと表に出して、認めてもらってからどういうふうな改革をすべきか

というふうに話を進めていかないと、女性の年金というものに対する考え方が、いつまでたってもきちんとした議論になっていないですね。将来的に、やはり厚生年金で払った保険料と国民年金の保険料とを1対1できちんと結びつけるということが、改革のあり方ではないかと考えています。

私からは、このぐらいで。

【香西】 どうもありがとうございました。

本間さんをお願いする前に、ちょっと介入させていただいてよろしいでしょうか。

資料の点で、1カ所だけちょっと皆様にもご注意いただきたいと思うのは、跡田さんの資料の3ページなんですけれども、「内閣府推計」というふうに書かれております。これは内閣府経済社会総合研究所のディスカッションペーパーがベースになっているわけですし、ディスカッションペーパーは、個人の意見であるということと断って発表することになっております。これは、私ども研究所としては、なるべく言論の自由を持ちたい。個人の意見であっても、役に立つものは載せるということで処理しております。「内閣府推計」という呼び方では、公式な見解になってしまう懸念がありますので、その点は本日おいでいただいた方にも、ひとつご了解をいただいております。

それからもう一つ、医療についてお話がございました。医療改革を徹底的にやってくれというお話がございましたけれども、明日、ESRIのこの同じ政策フォーラムが行われまして、そのテーマは医療改革ということでございますので、ぜひまたお越しいただくことを期待しております。

最後に、今、跡田さんが最初の数字のご説明に限らず、非常に積極的にご意見をいただいておりますが、あとの方々にも単にお答えいただくだけではなくて、さらに言い足りなかったところをどんどん敷衍していただきたい。特にこういう点についてはみんなどう思うかというような設問をどんどん投げかけていただければありがたい、こう思っております。ここで本間さんにバトンタッチいたします。

【本間】 跡田さんは気楽でいいなという感じを、実は私、聞いていて思いました。そして、西沢さんのコメント、経済政策の企画、立案、実行に向けて専門家がどういう役割を果たすかという点についてのいらだちというのも、アカデミシャンとしては非常に共有するものがございます。

しかし、現実に私の今の役割は諮問会議のメンバーで、かつ厚生労働省、財務省そして内閣府の利害調整的な側面もございまして、単に個人としての議論がなかなかしにくい部分もある

わけですけれども、私は今の日本の意志決定、これは西沢さんの問題提起で重要だと思うのは、専門家の役割というのが経済政策の立案の中で比較的軽視されているというのはそのとおりだと思います。日本の行政の意志決定は、いわば分析と決定の混合、これは実はノーベル経済学賞を受賞されたアローの「リスクと決定の混合」をもじった言い方をしておるわけですけれども、分析というものが純粋な分析ではなく、決定に役立つようなインプリケーションも含めてやるというのが、審議会等も含めて極めて共通の特徴になっている。したがって、白紙でそれを眺められるかということになると、先ほど成長率の想定で跡田さんは文句を言っていましたけれども、そういうような部分のところでも、あるいは利子率、割引率の選定に当たってもニュートラルであり得るかということ、必ずしもそうではないという部分が現実にはあり得るわけです。そこは、西沢さんの問題提起で、専門家のいわば完璧さというのはどこまで求められるかという問題にも実はこのテーマが非常に関係しておりまして、では完璧であれば、この政治、行政の中における決定というのがそれに全面的に依存して、いわばこのシュンペーターが、テクノクラートが全部支配するような時期というのが来るぞというような言い方をした部分にもなりかねない部分があるわけで、民主国家における価値判断とか、あるいは制度設計というものの最終的な帰結と分析の関係について、ぜひ我々も冷静に見きわめながら議論を進めていくということが重要なポイントであろうと思います。西沢さんの議論に触発されて、現実の今の私の立場からすると、きちんとこの今の関係というのを見きわめながらやっていかなければならないなということをお戒しております。

分析的な問題に移ると、収益率という問題が世代間の不公平あるいは活力という問題に非常に大きな役割を果たすというのはそのとおりなんですけれども、この読み方を絶対的な意味においてとらえるというのは極めて危険だということも、これもまた事実であります。したがって、我々はこれを傾向としてどのように理解するかという定性的な形の材料として、これは理解しておく必要があるわけです。この収益率は、宮島さんがご指摘のとおり賃金を前提にしながらこういうような問題をどう考えるかというときに、跡田さんの結果というのは、3つの要素がベースにあるわけですね。1つは、積立金の収益率、これは市場性との関係の中で決まってくると。運用の下手さは別にしておきますけれども、基本的には市場の収益性に関係している。それから、保険の部分のところについては、これは先ほど宮島さんがおっしゃったとおり賃金に依存している。そして、一般財源の部分のところについては、これはフローとストックの課税ベースのミックスになっている。そしてそれが、年金の財源あるいは社会保険料の財源にどのようなプロポーシオンで割り当てられているかにも依存する。したがって、この3者の組み

合わせが究極的には重要になってくるわけで、公平という観点あるいは活力という観点で、現実の要素としてどのようにこれを我々が利用するかということにかかわるテーマだろうというぐあいに思います。

私自身は、このいわば利害関係としての世代間の問題を、これは冒頭で申し上げましたけれども、官と民のリライアビリティということをおっしゃいました。この問題は、政府が信頼を受ければ幾ら高くてもいいというこういう問題では実はない部分があるわけです。それ自身が、成長率に対して内生的なメカニズムを通じて影響を及ぼすということで、例えばグローバル化したアロケーションあるいはロケーションを外国に移すというような状況、これが課税後の賃金コストという形で決定されるというような時代になりつつあるわけで、そのような時代のときには、国内に設備投資をするのか国内の雇用を選ぶのか、あるいは外国で生産し外国の雇用を雇うのか、そしてそのときには、我々は国内のGDPのところの設備投資等で成長率を稼ぐのか、あるいは外で投資をしたことによる所得収支として受け取るのかと、こういうような形でマクロのメカニズムが違ってくるわけですし、そういう意味での整理というものを、きちんと活力と結びつけながらやらざるを得ないんだろうと思います。

そして3番目には、これは宮島さんもお指摘のとおり、これは企業拠出の部分のところをどのように考えるか、転嫁の問題であります。非常にフレキシブルな技術体系が存在する場合には、この問題は企業に課税をしても賃金に全面的に転嫁できるような状況を考えるのか、技術的な代替が極めて難しいような状況の中で、この企業のレベルで課税をする状況をつくって考えるのかによってこの部分のところは違ってくるわけで、したがって跡田さんのシミュレーションというのは、これは全額賃金部分がそれを負担するという推計も100%正しいかどうかということは、これまた違った問題になってくるのだろうと思います。少なくとも、短期的にはその近似的な解として跡田さんの推計式というのは当てはまっているのだろうと思いますけれども、しかしそれが弾力的な調整を生み出すような形でのグローバル化の進展の中では、かなり企業負担という形でこれが影響を及ぼしてくるということは避けて通ることはできないわけで、法人税の負担と、それからこの年金に対する企業負担分の金額が逆転をしているような状況というのは、これは恐らく不自然な状況になりつつあるんだろうということは目に見えているのだろうと思ひまして、我々が活力を重視するというのは、そういう意味合いにおいてであるということです。

それから、最後の八代さんのコメントは、私はもうほとんど八代さんとは考え方において近い部分がございます、総合規制改革会議におけるその御活躍ぶりを見ておりまして、同志と

というような感覚も持っております。そういう感覚は持っておりますけれども、幾分、八代さんほど私はラディカルではないのは、現実に私自身は、今の政策の連続線上の中で制度改革を議論しなければならないという立場がそうさせているのだらうと思います。グラデュアルにリニアな形で調整をしていく、そういう改革のやり方と、初期値をがらっと変えることに伴う改革のやり方というのは、これは違うんですね。つまり、ソーシャルセキュリティーを白紙の上でデザインするという問題と、それからソーシャルセキュリティーをリフォームするという考え方は、初期値を含めてどの程度我々が改革の手段を持ち得るかどうか、あるいは合意形成の流れの中において、それを国民が許容するかどうかの問題がその背景にはあるわけです。

したがって、この連続的な範囲の中でということ議論する限りにおいて、リフォーム的な考え方の中でこの究極的な改革を議論せざるを得ないというのが、まさに跡田シミュレーションの意味するところでありまして、その連続的なシミュレーションにおいてやる限りにおいて、それほどドラスティックな変化は起こらないということになっていくのだらうと思います。したがって、我々の生活のリスクの変化というものをどれだけ許容しながら、この議論をどこまで踏み込んで抜本的な改革につなげていくかどうか、これもまた私は、最終的には国民が決定する問題だらうと思いますし、国民がきちんと判断できる材料を、我々自身が継続的に示していくということが重要だらうと思います。

今現在、実は諮問会議は、大臣は素人できちんとやれないんじゃないかという西沢さんのコメントがありましたけれども、あの諮問会議の場に乘せるまでには、実は水面下で私がやせ細るほど皆さんにたたかれながら、材料の提供から何からやって、そして詰めの段階で諮問会議の表舞台でやるということでございますので、諮問会議の努力も少しは認めていただきたいというのが私の西沢さんに対するお願いであります。

以上です。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、八代さん、お願いします。

【八代】 学会なんかでは、大体褒められると、その後に必ず厳しい批判が待っているわけです。

今の点に関しましては私の資料の残りの2枚がまさに関係すると思いますが、技術的なことについては既にもう議論されましたので、もう少し社会保険か税かというような根本的なことで、先ほど宮島さんがおっしゃったポイントに関連してお話したいと思います。

宮島さんは、社会保険料で取ることの大きな意味は、記録が残ることであるというふうにお

っしまったわけですが、これは厚生労働省の方がよく言われる言い方にかえると、社会保険の「自助努力」ということだと思います。社会保険は自助努力で記録が残ることに意味があるが税金はそうではないということですが、本当にそうなのだろうか。これも、私は年金の世界だけの議論をしておられるのではないかと思います。つまり、年金の場合、自助努力をしない、つまり保険料を納めない人は年金がもらえないという意味で貫徹しているのですが、社会保障全体から見れば、年金がもらえなくても、所得がなければ生活保護はもらえるわけですね。その意味では、社会保障全体で考えれば、負担なくして給付を得ることは可能なわけです。従って、公的年金の大きな目的は、勤労時に保険料を確実に取ることで、老後の生活費を強制貯蓄させることです。つまり老後に生活保護に依存しないように、働いているうちからきちっと貯蓄を強制させることですが、これが今や空洞化しているわけです。

サラリーマンの方は保険料が強制徴収ですから問題ないのですが、自営業の方は、事実上任意加入の制度であって、しかも加入率や保険料納付率は傾向的に下がってきている。先ほど、西沢さんも言われましたが、現在、厚生年金に入っている事業所が、従業員のパート化とか、あるいは正社員についても厚生年金からの脱退といういろいろな形で国民年金の方にシフトしている。また、これからは、雇用の安定が余り確保されなくなると、あえてサラリーマンになって高い社会保険料を労使共にとられているよりも、自営業型の契約社員になって、お互いに社会保険料負担を払わない方が有利になります。その意味で、今のような源泉徴収方式の厚生年金、国民健保というのが、労働者の大部分を対象とすることが、どこまでに長期的に維持可能なものかというのは疑問です。例えば先ほどの跡田さんの年金財政推計についても、そういう空洞化の問題がないという前提で多分行われているわけですが、その前提が一番問題である。そうであれば、確実に年金負担を確保できる仕組み転換することに年金改革の大きな重点を置く必要がありますが、それが税方式ではないだろうかということでもあります。

税のときに、これは本間さんのお話でも、必ずしも明確ではなかったと思うのですが、税か社会保険料かというときに、とかく一般税か社会保険料かというふうに理解されているようです。私はそうではなくて、社会保険料か社会保障目的税かという選択肢についての議論が必要と考えます。社会保障の財源というのは、一般の財政と切り離された、いわば特別勘定、特定財源であるべきであって、それによって国民が全体として、どれくらいの年金給付をどれくらいの負担で賄うかということで合意形成ができる。そうになると、例えば軍備を減らして社会保障を充実しろという意見が通らなくなる。年金は年金、軍備は軍備で、それぞれ国民全体としての最適な負担と給付を選択することができる、それが特定財源の大きな目的で、これは維持

しなければならない。しかし、それは社会保険料である必要は必ずしもないので、アメリカのように所得税型の社会保険税であっても構わない。しかし、日本のように所得税にクロヨンの問題がある仕組みでは、社会保障の目的税としては消費税の方がより公平ではないだろうかということでもあります。

基礎年金の財源を消費税にするとと言っても、必ずしもドラスティックな改革ではないわけで、村上清さんという年金の専門家によれば、仮に来年から消費税方式になると、今年までは国民年金保険料を納めた記録は残しておいて、来年から払っていない人も含めた全員が保険料を負担するというふうにみなせばいいわけですね、そういう意味では、40年たって、初めて完全に保険料から消費税に移行するわけで、過去の保険料を納めた人はそれに見合った給付が保障されることには違いはない。要は、年金制度の負担を確実に取れる制度にしていくというのが一番大きなポイントです。

これは、今の保険料納付率の低下というのは、必ずしも市町村から国レベルに移ったという技術的な問題だけじゃなくて、法律上はともかく実態上、任意加入であるということが一番大きなポイントで、それを何とかしなきゃいけない。しかも、国民年金の納付者比率が下がった分を実はサラリーマンが負担している、これが基礎年金制度のポイントであります。私も国民年金と基礎年金がどう違うかということを説明するには四苦八苦しておりますが、一番簡単な説明は、基礎年金というのは国民年金と厚生年金、共済年金の一部を無理やり統合したもので、なぜ無理やり統合したかということ、それは国民年金の未納者のツケをサラリーマンの年金加入者にしわ寄せするためというのが一番簡単な説明です。この点に関しては、ことしの経済財政白書で非常に明解な分析がございますが、国民年金の方は本来の被保険者の数に比べて4割ぐらい払っている人が少ない。その少ない分を被用者年金の被保険者が負担して国民年金の受給者を賄っているわけで、その負担は、被用者年金全体で2割増になっている。国民年金の方は本来払うべき4割の負担で済んでいるわけですねそういう「助け合い」という名目での制度上の不公正が存在しているわけですが、ことしの経済財政白書に至るまで、こういうことはごく一部の専門家しか知らなかったということでもあります。

ですから、情報公開という意味でも、今の国民年金という保険制度は、ほとんど破綻に瀕しているわけですが、それを形式上、自助努力という形で社会保険が必要だということになっている。ですから重要なことは確実に年金の負担を徴収できる方式がベストであるということを確認する必要があります。それが消費税か所得税かというのは、また別の議論です。

それから、先ほど宮島先生がおっしゃった幅広い負担の制度が必要で、特定の人だけが集ま

ってつくるような保険制度はよくないということについては、全くそのとおりだと思います。その際、例えば国民年金と厚生年金、あるいは国保と健保とを統合するひとつの有力なやり方が、負担を消費税にすることによって、そうすると一元化は極めて簡単になるわけです。ですから、その意味で消費税というのは、負担の徴収上の問題あるいは長期的な制度の一元化ということを考える上でも、極めてパワフルな武器であって、それを最初から、例えば記録が残らないという1点だけで排除していいかというのは極めて疑問だと思います。

それから、本間先生が今言われた政策の連続性については、それは考え方の問題であって、当然経過措置があるわけです。こういう理想の制度を例えば10年後に考えて、そこに徐々に持っていくという方が、現行の制度を基礎に、部分的に調整していくというやり方よりも、むしろ透明性がある。もともと、今の年金改革というのは、1975年頃に始めなければいけなかったんですね。今の公的年金の前提というのは10%の高度経済成長が続く、出生率は2.1で安定しているという、過去の夢のような社会を想定してできたわけですから、その前提が、第一次石油危機以降、大きく狂った後、直ちに改革しなければいけなかったのを今日に至るまで放置してきたわけですから。その意味でも連続性ということは大事ですけども、それは経過措置で対応すれば十分ではないかということでもあります。

社会保険料の転嫁の問題というのは技術的な問題ですけども、逆に言えば保険料負担を物価に転嫁できるというのは独占企業の話でありますし、他方で利潤に転嫁したら、雇用の場がなくなってしまう、企業は海外に逃げ出すか倒産してしまう。そうであれば、事業主負担分の社会保険料は、結果的に賃金あるいは雇用という形で、労働者が負担するというのが、100%正しくなくても例えば80%正しいと考えてもいいのではないかということです。仮に労働者への転嫁率が100%でないということが、どれだけこの社会保険料の問題、事業主負担の問題を議論するのに重要かどうかということでもあります。

それから最後に、女性の年金問題というのは、宮島先生がおっしゃったように、まさにライフサイクルでいろいろ変わるからこそ、これもまた消費税とか、そういう幅広い財源で負担することが望ましいということの、むしろポジティブな要因であります。それから、国民年金保険料は、所得のない専業主婦は払えないというのは、全くのフィクションでありまして、例えば専業主婦の同窓会やサークルの会費等の費用はだれが払っているのか。当然、これは所得のある夫が払っているわけです。これらと同様に、年金保険料も婚姻費用の一部であって、当然夫が払うべきものであって、他人に払わすべきものではないわけです。また、それは扶養者である親が払う義務のある学生の国民保険料と全く同じことでもあります。そういう意味で、主婦

の負担する消費税にしても当然婚姻費用という形で払われるわけでありますから、同じことは今の第3号被保険者の保険料を世帯主に払っていただくということが、なぜそれがそんなに難しい話なのか、これはなかなかよく理解できないわけであります。

どちらにしても、税か社会保険料かというのは、私は年金改革の非常に大きな争点であって、それを頭から年金審議会で議論しないというのは全く問題があると思います。それは西沢さんのおっしゃったように、だからこそ例えば経済財政諮問会議のような中立的というか、より税と社会保険、歳出と歳入を相互的に議論できるところで議論しなければいけない。そうでなければ、やはり重要な問題を全部飛ばしてしまって、年金だけの架空の世界で、年金改革の議論をするというのは、妥当ではないのではないかと考えてございます。

【香西】 では宮島さん、お願いします。

【宮島】 西沢さんからどういうふうに評価されるのかよくわかりませんが、私の一つの専門は財政と税制でございます。先ほど、跡田さん、あるいは本間さんの方から、日本では確かに、90年代後半以降、例えば個人でいえば所得税の負担率、それと、社会保険料の負担率との関係が逆転してきている。このことをどういうふうに考えるかということでございまして、これはまず、一つは景気が悪化したことによる税の自然減収です。それから、景気対策のための裁量的な減税政策、そしてもう一つは相対的に保険料率が高くなると、実は個人でいえば所得控除、法人でいえば損金算入の増加メカニズムが働いて税負担が小さくなっていく、こういう3つの要因の相乗効果として生じてきたのではないかと考えております。ですから、一体この問題は何かというと、自然減収が生じたのは、これはやむを得ないかもしれない。一種のスタビライザーですから。裁量的な減税政策というのがよかったのかということになると、そこでまた議論が必要です。だから、一体これは何が問題なのかは、こういう結果を招いたから問題であるということなのか、要するにそのときに相当ドラスティックな社会保険制度の改革をやって、保険料率を下げ、給付を下げればこういうことにならなかったという意味合いでおっしゃったのかどうか。単に両者の関係が逆転しているということであれば、外国にもたくさんそういう例があるわけで、フランスのような社会保険制度で多くの政府の仕事をしているケースもございます。この前ちょっと調べてみたら、例えばフランス、イタリア、オランダ、ドイツ、スイスなどは、所得税よりも社会保険料のウエートの方が高い国でございまして、一応ヨーロッパ諸国ということになりますけれども。

ですから、これは、政府が行うさまざまな仕事を、具体的には社会保障を財政という枠内で行うのか、あるいは社会保険という、財政本体から一応分離した特別会計・基金という仕組み

を使って行うのか、どちらが望ましいのかという議論であろうと思います。これはもう少し本質に係わってくる問題で、例えば医療でいえばイギリスのように、国が税でやる、医師を公務員にしてやるやり方がいいのか、あるいは日本のやり方がいいのか、あるいはアメリカのようにサラリーマンの医療保険は外してしまって、民間にゆだねるのがいいのかといったような、本質的な議論にかかわることございまして、税負担と社会保障負担の数字だけから何か黄色信号なり赤信号がともってきているということは言えないのではないかと考えております。

それから、八代さんのおっしゃることは、わからないことはないのだけれども、ただ逆に言うと、八代さんは税に対して過大な楽観論と期待をかけているのではないかと。例えば、国民年金の保険料、確かに今はもう大変な状況ですので、我々とはとにかく徴集体制の強化、さらにペナルティをつける、場合によってはインセンティブをつけて、税務当局ともきちんと情報交換をして、特にこれは、問題はクロヨンと同じような自営業のレベルの問題ですから、きちっとやれということをおっしゃっています。けれども、例えば申告所得税を見ても、平成13年度の収納済実績はやっぱり8割程度なのです。これは、それ以前の、所得の把握漏れなどとは別に、徴収決定された上での徴収率ですが、それでというと、大体8割なのです。消費税でも、徴収済は93%ぐらいございまして、その後はもちろん滞納処分という形に移っていきます。、その前の問題として、脱税という問題もある。私の見方では、未加入は脱税で、未納が徴収漏れ・滞納だと思ってしまうのですが、先ほど私が一つ強調した点は、日本では源泉徴収が適用できる世界と、申告納税や納付に依存せざるを得ない世界では、非常に性格が違うのです。そこを何とか一本化できないかということは前から言っていて、例えばサラリーマンに対しては、年末調整はやめよう、みんな申告したらいいのではないかと、これは前の税制調査会長の加藤寛さんなんかはそういうことを言っていたわけでありまして。とにかく日本における、この問題の根っこというのは、先ほど言いましたように、サラリーマン体非サラリーマンという、就業形態と所得形態の違いと、もっと直接的な問題は、まさに徴税や徴収の方法の違いなのです。ここを直すということは、私はもうぜひやってほしいと、やらなければいけないだろうというふうに思っております。ですから、そういう点を踏まえて、私は余り税に対して、楽観論ではない。ただし、今は予算総則の第16条で、消費税収を充てるべき高齢福祉関係費は、基礎年金の国庫負担、老人医療費の国庫負担、介護保険の国庫負担と決められております。しかし、もうご存じかもしれませんが、消費税で国が使えるのは、恐らく6兆7,000億円ぐらい、その使途に実際に投入されているのは10兆円強ですから、結局4兆円近く足りないのですね。これは一体何

ですか、これは目的税ですか。

それと、例えば厚生保険特別会計などに直接入れるというタイプのものと、どこが違うのか。そういう議論はほとんどまじめになされていないのです。何か、用途さえ特定すればいいというような、甘い議論だけで終わってしまっているというのも、我々から見ると非常に残念なところであります。少し言い方はよくなかったかもしれませんが、税あるいは財政の仕組みというものに対して、逆に言うと、楽観論なり打ち出の小づち的な過大な期待があって、それはやはり、少し修正してもらわないとならないのではないかというのが、私の率直な印象でございます。

それから申しわけありませんが、一つだけ、跡田さんのコメントのところで、既裁定年金への踏み込みを見込んでないという話をされましたけれども、我々の議論では既裁定年金について2つの議論をしています。一つは、マクロ経済スライドでありまして、これは物価が上昇するときに、物価上昇分に対して、スライド調整率を引くという形で既裁定年金を引き下げる、調整するという仕組みが入っています。もう一つは年金課税です。ですから、既裁定年金の問題に、本間さんが初めに非常に重要なことだとおっしゃいましたけれども、我々はそれなりに議論なり手段を考えているものでございまして、ただ、その仕組みは一刀両断というのではなくて、自動調整装置としてどう組み込むかということも議論したつもりでございます。その点は、ご理解いただくとかそういうのではなくて、そういうものが入らない限り、もはや年金制度の持続可能性の議論できないのです。そういう危機感というのは共有していますので、そのことだけは申し上げたいと思います。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは西沢さん、お願いいたします。

【西沢】 年金改革に関しましては、今基礎年金の消費税化なども出ましたけれども、すぐにやらなければいけないことと、もう少し四、五年かけて議論したいこと2つあると思いますが、すぐにやらなければいけないのは、給付抑制の方だと思います。今、跡田さんが既裁定者にも踏み込むとおっしゃいまして、宮島さんがマクロ経済スライドに言及されましたけれども、私は、この既裁定者について、余り大きく踏み込むべきではないというふうな考え方の持ち主ですけれども、マクロ経済スライドは、既裁定者の方には使えると思います。物価スライドをするのではなくて、物価スライドから若干引かせてもらう。その際、実績準拠法ではなくて、将来見通し平均化法を使うことによって、より大きく、あるいは坂口大臣試案では、2018年という短い期間でしたけれども、もう少し長くスライドを適用させてもらうといった形で、既裁定

者の方には我慢してもらおうといったことができるのではないのでしょうか。

これは、本当にテクニカルな問題で時限性もありますので、細かく、どの世代からどんなスケジュールで詰めていくといったことをすべきでしょうし、一方で新既裁定者の方は、マクロ経済スライドを使うというよりも、一たん給付乗率を落として、ただそのかわり賃金スライドなり物価スライドを行うと、これはラディカルになり一たん下がりますけれども、ただ、ラディカルな改革が終わった後には、賃金スライドなり物価スライドが保証されることになりから、安心につながるのではないのでしょうか。これは、2006年に人口がピークをつけて以降、人口減少社会になっていくわけですから、とすれば、今まさに手をつけるべき課題であって、意見や立場の対立というよりも、どんなテクニックを使えば一番スムーズに給付抑制して、その財源をもって保険料率を抑えていけるかといった議論を詰めていくべきだと思います。それと同時に、冒頭申し上げましたけれども、とはいえ、確かに我々シンクタンクなどでも政策提言しましても、基礎年金は消費税化ですよと言っても、非常に大ざっぱなものになってしまうのは反省すべき点ですから、それでは、いかに実現的に詰めていくか、あるいは今回の総選挙の中では、スウェーデン方式といったものも民主党だけでなく社民党なども、そのアイデアを取り入れていると思いますけれども、非常に我々の頭の中では、理想として出てきているわけです。ただ、それはあくまで理想像でしかなくて、では実務的にどういったパスでそこに到達できるかといったことも、4年、5年かけて詰めていく必要があると思います。その中には、宮島さんがおっしゃった、個人の所得の問題、税金を含めまして入ってくると思いますので、2段階、2つに分けまして、今まさにやらなければいけないことをテクニカルに詰める作業を早急に行い、一方でどんな社会保障制度をつくっていくかといったことは、4年、5年かけて、私が思うフェアな議論、ただプロフェッショナルと言いましても、どこまで客観性が備わるかといったことは、ご指摘もあったかと思いますが、なるべくみんながフェアだと思えるような場もつくり、そこで議論を重ねていくことができれば、年金の不信とか不安も、プロセスができたことによって、かなりの程度軽減していくのではないかというのは私の感じですが。

【香西】 どうもありがとうございました。

きょう、大分時間も約束の5時に近づいてきておりますが、言い忘れたこと、あるいは一言でいいから要約的に言っておきたいこと等もあると思いますので、ご希望の方、手を上げてください。

本間さんから手が挙がっております。本間さん、どうぞ。

【本間】 先ほど八代さんと同志というような表現をしたんですが、消費税を特定財源として

使うということに対しては、余り同志ではないということは確認しておきたいんです。

今、宮島さんのお話にもございましたけれども、特定財源化することの意味なんですね。非常に満たされざる財政事情が存在するときに、田中角栄さんが道路特定財源を導入したように、財源確保策としてやるのかどうかという問題が、この根底にはあるわけです。ただ、現在のところ 150兆円に達する積立金がある中で、この問題を無原則に特定財源の独立王国にお金をつぎ込むということは、遊び心を刺激して、必ずしもフェアな運用と、それから政策に役立てるような意識が幾分欠けている現状の中では、私はこの特定財源化については慎重な判断が必要ではないかという感じを持っています。昔は、消費税について私がシミュレーションをして、所得階層間あるいはライフステージでどんな変化が起こるかなんとやったときには、もう、消費税は憎まれっ子だったんですけれども、今は消費税は、本当にもう皆さんから愛される消費税で、財源が足りないという全部消費税と、こういう世界になりつつあるというのは、私はちょっと危険だなという危機感を持っております。しかも実は、理論的に言いますと、賃金所得税と消費税というのは、ライフステージ、ライフサイクル的には同値なんだというのが、これから我々公共経済学者の認識あるいは理論的な帰結でありまして、もちろんトランジッションのときに、この方々に負担をしていただくという形で、物価調整をしない形にすれば、これは世代間の不公平さを緩和する手段にはなり得るんだろうと思いますが、我々これから入っていくもの同士の世界から言えば、その問題について賃金所得税と消費税の大きな格差というのはないんだということを十分認識する必要があるかと思えます。

私はむしろ、ストックに対する課税というものをどのように考えていくかの方が、より重要な課税上における問題点で、我々民間議員はデスデューティーというのを考えるべきではないかと。つまり社会保険を通じて、年金を通じて、現代世代からリタイアされた方に対する極めて大きな移転があって、そのことが資産形成においても累進制の緩和という形で大きく残高を残す、あるいは生きていた間にも生前贈与するというような状況をつくっているときに、そこを解決していこうとすると、少なくとも年金云々のところで社会的に蓄積のプラスになった部分ぐらいは、お世話になりましたということで、子供に相続させる前に天引きぐらいしたって、私は問題がないのではないかと、こういうぐあいに思っているんですけれども、必ずしもそういうとらえ方に対しては年金のプロフェッショナルは必ずしも賛同をしていただけないというのは、ちょっと私は残念な気もいたします。

それから、税と保険料の徴集面における実効性の差と、このごろ税の方がいいんだ、保険料の方がいいんだといって、保険料の不徴集の問題を責めると、税でもクロヨンなんかで徴集が

できないといって、お互いがお互いで、官の世界でバトルをやっているというような、余り生産的ではない話になるわけです。そういう点で、この徴集体制をどのように、きちんとしたものに上げていくかどうかということ、私はやはり前向きに考えていく必要があるんだろうと思います。組織の統合というものが難しいということは、これは今の段階ではあるんだろうと思いますけれども、徴集面において協力体制のあり方というのを検討しなければ、年金に対する信頼度、税に対する信頼度という観点で、これは極めて重要な問題点だろうと私は思っておりますので、ぜひこの辺についての協力体制のありようについても、今後議論をしなければならぬだろうというぐあいに思っております。

以上です。

【香西】 どうもありがとうございました。つぎ、八代さん。

【八代】 一言だけ。

確かに、国税庁と社会保険庁が、どっちがうまく徴集するかを議論するのは妥当ではないかもしれませんが、少なくとも二重の徴収体制には意味がないとは言えるのではないかと思います。ですから、本間先生の言われたように一元化というのがポイントだと思いますが、協力というより究極的には組織の統合あるいは統合しなくても、アメリカのように社会保険税を国税庁が取って、それを書類上社会保険庁に送るということでなぜいけないのか、なぜ国民からお金を取るという大変な仕事をばらばらにやっているのかということです。これはむしろ行政改革の問題だろうと思っております。

【香西】 よろしいですか。

それでは少しだけですが、時間に余裕がありますので、フロアからご意見のある方は恐縮ですがお手を挙げてください。なお、お名前と所属をおっしゃっていただくように、お願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

もし、ないようでしたら、こちらのパネリストの方で、まだ言いたいことのある方。では、宮島さんどうぞ。

【宮島】 保険料徴収の話は、実は私は前から個人的には徴収体制を統合しろと言っていて、あるいはイギリスのように、少なくとも社会保険料の徴収を徴税機構に委託すると言っていたのです。その第一歩は、情報をきちんと相互で交換することだと思うのです。ただ、この前そういう話をして、国税庁は何億というものを徴収するけれども、1万円、2万円という金額ではとてもファイトが出ないというような話もないわけではない。だから情報交換をきちっとやるということが一つは大事じゃないかなという気がしております。

それから、きょうの話の中で、本間さんが話された、さっきの財源としての資産ストックですね、遺産の一部、これは相続税ということで、随分我々の間では議論していることです。もう一つ、豊さなり社会の進歩というと何かわからないけれども、豊かさという、負担や給付、所得や消費というのはフロー概念だけで議論されるのは、やや抵抗があります。例えば社会資本ストックというのは、これは年々積み上がってくるわけでありまして、また、これはどなたかが言っていましたけれども、制度ストック、介護保険のような昔はなかったものが制度として存在するものも重要です。こういうストックがもたらす豊さになり安心感というものが、どういう形で評価されるのか。今も議論しながら、一方で生活実感としてどう見ても若い世代の方が豊かな気がしてしょうがないのです。多分、皆さんもそうではないでしょうか。あるいは、銀座は高級ブランド店ばかりそろって、若い女性を買えるのか、私には皆目わからないのです。、しかし、それは要するに家族を通じた相続や贈与のあり方であったり、社会資本ストックとか制度ストックとかの豊かさであったりする訳で、そういうものを考えない、フローだけの議論では困るということ、前から実は申し上げていました。

最後に、跡田さんの主張は、社会保険の16%に押さえない。しかしそれは、年金以外の所得の高い人の上から1割の年金給付額をゼロにするという考え方とセットです。それだけでなく、もう一つは、跡田さんのもう一つの詳細版の方では、潜在的国民負担率を50%以下と、もう一つの枠をはめるわけです。つまり、社会保険料水準だけ押さえても、多額の国庫負担というのが入ってくると、国民負担率が上昇しすぎる恐れがあるので、そこも押さえるという、この2つの道具立てになっているわけです。

実は両方とも正直言って本当かなという気持ち強いのです。一つは給付・負担水準の側で、高い所得の人を年金ゼロにして、その分を低い所得の人に回すというような仕組みを考えているようですが、これが年金制度なり税金の仕組みでうまく働くかどうか、その辺のところ、判断がうまくできません。

もう一つは、今回の経済財政白書もそうですけれども、どうも国民負担率50%は何か不連続な臨界点のようなイメージで語られていて、何々程度とは言うけれども、それを超えると、経済社会が一変に活力を失うと言っているかのようなイメージになっている。そのこのところの裏付けは、正直言って今回の経済財政白書を読んでも、あの決定係数で相関がある、高いと言えるのか、中にチェコとスロバキアが入っていますが、社会主義国だった時代も入れているのかどうか、あのパラメーターのT値は有意なのか、いろいろ確かめたいことがあります。そういう理論や実証の論争をもう少しきちんとやっていただきたい。逆にいえば、我々の方もそれに対

して少しきちんとした、とてもそちらにはかないませんが、議論をしたいと思いますが、押さえ方として、二重の枠をはめていることですので、よろしく議論の積み重ねをお願いしたいと思います。

【香西】 すみません、あと後ろの方で手を挙げている方が既にいらっしゃったそうで、申しわけありませんでした。あと、時間はわずかしかございませんので、なるべく簡潔にお願いします。お名前と所属をおっしゃっていただいた上で、もしご質問であれば、お答えする時間を折り込んだ上でご発言ください。よろしくお願いいたします。

【A】 跡田先生がおっしゃられた、要するに今経済的に非常に大変な時期だから保険料を上げない方がいいというお話ですが、5年前にそういうことがあって、この5年間保険料を凍結してきて、現実としては非常に年金の財政の状態は悪くなってきて、今保険料の方が給付よりも少ない状態になっている。この点、シンポジウムのテーマは持続可能性というからしますと、この5年間で年金の持続可能性は非常に損なわれて、その結果として、やはり年金不安というのが起きてきているのではないかと思います。そういう意味でいいますと、やはり保険料を押さえるといような考え方よりも、やはりこれは跡先生がおっしゃいましたけれども、保険料を今のように払わないのであれば、給付の方を少なくとも今後発生するものについては押さえしていくという形でなければ、やはり今は税でも先送りしているわけですが、社会保険でも先送りして、結局将来世代に負わせてしまうのではないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。それについて、先ほど税方式とありましたが、税方式で積立金をつくるというのは、私は不可能だと思いますので、税方式にしますと、やはり完全化をして先送りになると思いますがいかがでしょうか。

【香西】 質問は先に全部お伺いしたいと思います。もう一人の方、どうぞ。

【B】 きょうは、大変洗練された議論を聞かせていただきまして、どうもありがとうございます。私は社会保障が専門ではありませんので、きょうは一人の国民として素朴な、昔から持っている疑問と、きょうの議論の中で言ったことについても、一つずつ言わせていただきたいと思います。

一つは、跡田先生のシミュレーションの中で、既裁定者の高所得者に対する年金給付のカットと同じような意味を持っているように出てきていると思いますけれども、それは痛みを和らげるという点で大変評価すべきことだと思うのですが、そういう結果の公平性を追求していくと、長い目で見て、労働意欲を減退させて、日本経済の活力をそぐことが、結局結果的にめぐりめぐって、日本人全体が貧しくなるということにならないのかなという、それは素朴な疑問の一

つでございます。

もう一点は、今の結果の公平性の話ですけれども、それよりもむしろ、現行制度の中に大きな矛盾があって、出発点としての機会の公平化というのがかなり損なわれているのではないかと昔から私は思っているんです。つまり、子育てをするかしないかという判断をするときに、もちろん経済的要因以外も非常に重要なんですけれども、これは経済的な要因に限って議論するとしますと、今の現行制度では、子育てにかかる費用は非常に大きいということで、やはり判断するときに、なかなか不利な状態を避けようとする。その結果として、少子化が進んでいる要因もあるのではないかと。簡単な数字で考えてみますと、大体子供1人100万円ぐらい年間でかかるわけですね。20年ぐらい前ならば、1,000万最低それぐらいかかるとして、数字を見てみますと、20歳未満が今2,600万人ぐらい、その親世代は3,400万ぐらい、800万人ぐらいのギャップがあるんですね。理想的には同じ数の世代が育ってくれば年金制度も安泰だし、経済的、社会的にもいろいろなことを考えたら結構なことではないかと思うんですが、そういう意味では800万人分を人的資本の育成、人的支援の投資が不足して、これは金額に直すと大体1人100万円として年間8兆円ぐらいになると思うんですけれども、少なくともそれぐらい人的資本への投資が出てきて、それは要するに子育てが経済的に不利だという今の現行制度の結果じゃないかと思うんですね。そもそも提案というか、私が前から思っていた素朴な案なんですけど、要するに公的年金制度は賦課方式がいいいいと思いますけれども、子供を育てない人には賦課方式の年金制度から外れていただく。そして、子育てにかけなかった費用が大体子供2人で4,000万ぐらいあるわけですから、それを自分の老後を養うために適宜運用して使っていただく。これは古い言葉から言いますと、痛みがないということですね。既に、それだけお金がたまっているわけですから痛みがない。公平性の観点からどうかというと、子供を育てていくこと、育てないことは、公平性の観点からはむしろ現段階では不公平なのであって、その公平性の観点からするといいところではないか。もう一つのメリットは、このやり方というのは完璧に持続可能なわけです。現在積み上がって150兆円の積立金、これは全然いらなくなる、原理的にはいらなくなる、いろいろなことを配慮すれば必要かもしれませんが、少なくとも、この過渡期の措置のために150兆円をかなり取り崩して使うことができる、そういうことのメリットがあるんじゃないか、これについてご意見を伺いたいと思います。

【香西】 ありがとうございます。

それでは跡田さんからお願いします。

【跡田】 ではちょっと時間もありませんので、簡単にお答えします。最初のご質問ですけれ

ども、この5年間保険料を上げなかったということ自体が、景気対策の配慮であったというの私も同感でございます。ただ、最初に保険料を上げないということを決めたときに、本来は給付の削減を議論すべきだったんだろうと思います。当時においては、上げることを前提とした法案しか出ていないので、上げるのをとめることしかやらなければ、年金財政が悪化してしまうのは当然です。ですから、今やるべきことは、年金財政をこれ以上は悪化させないということで、給付の抑制をきちんと議論して、保険料の引き上げ部分に関しては、先のばしではなくて、もう上げる幅をきちんとこれだけならこれだけと、最終目標を見出しておいて決めること。そこだけは今回の議論の中ではきちんとした方がいいと思います。決して、故意に悪化させるなんということは、今回の改革の議論の中では、やってはならないと思います。

それから、既裁定者について、先ほど宮島さんは、考え方としては持っているとおっしゃったんですが、今厚労省から出てきている改革案の中では、既裁定者に対しての削減ということは、まだ計算上は入っていないはずで。ですから、そういう点では気持ちとしては一緒ということなんですが、実際に給付の抑制を既裁定者にもしていくということを今回の議論の中には入れていく必要があると思います。

それから、私の案での、高所得層の給付削減のやり方はいろいろあると思います。しかし、切るべき金額は今の段階では、給付総額の8%から最大でも12%までということ。ですから、ざっと考えると、年収500万円以上というクラスの人たちの年金を、何らかの形で削減するようなイメージです。これで、そんなことなら働くのはいやだというような人が出てくるかどうかという点では、私は基本的にこういうクラスに入る方々は、会社の役員の方たちになるだろうと思います。余り若いときに、絶対自分は役員になれるんだと思っている人がたくさんいるとは思えないので、それほどやる気、労働インセンティブに影響を与えるとは思っていません。本来、公共経済学の中では、労働インセンティブは重要だと言ってきているんですが、このかなりの高所得層の部分に関して、それほど今現在心配する必要はないだろうと思っています。

【香西】 後半の話はどなたか。では、八代さん、ご回答ください。

【八代】 その前に、税方式で積み立てというのはナンセンスじゃないかという前者のご意見に、全く私もそう思います。私が考えている税方式というのは、あくまで基礎年金についてであって、いわゆる報酬比例部分は完全な積み立て方式でということを考えています。

それから、後者の方のご意見については、これはたしか総裁選のとき亀井さんも言っていたと思うのですが、私は年金というのはできるだけ単純であるべきだと考えています。すなわち、

公的年金とは、40年間保険料を納めて20年間給付を受けるという、超長期契約であって、そこで子供を持つかどうか、結婚するかしないかとか、いわばプライベートな問題を入れるべきものではないのではないかとということです。それから、子育ての費用が一人2000万円というのは間違いです。これは単なる実費です。むしろ子育てのために女性が働けないことの機会費用の方が大事で、これだと生涯で1億何千万というのが経済財政白書にもきちっと書いてあります。むしろ男女共同参画社会の実現で、子育てと就業を両立させる方が、子育ての費用を公的に賄うよりはるかに大事だというのが、今の基本的な考え方になっていると思います。

【香西】 どうもありがとうございました。大体時間になりましたので、これで終わりたいと思いますが、本間さんどうぞ。

【本間】 先ほどの税方式の問題をちょっと積み残していますので。

税方式が積み立てと矛盾するのではないかとというのは、理念的にはそのとおりなんですけれども、現実の特別会計としての年金会計は、今まで積み立てたものの利子収入と、保険料と税を投入するわけで、それを使うときには税金から使っていくというわけじゃないわけで、その意味では積み上がるわけですね。ですから、これは八代さんのインプリケーションは、基礎年金のところ限定して、その部分のところはもう1年1年十分使うよということが前提のお話であるということで、今のパーシャルな税方式という意味では、全然矛盾しないというぐあいに思っております。

【香西】 どうもありがとうございました。

一つはもう、先ほど跡田先生の資料について、差しかえさせていただきます。出口のところ差しかえてください。これ、跡田先生から資料をいただいたときに、私どもで注意すべきだったのですが、研究所にとってはディスカッションペーパーというのは個人の労作であるという形で、なるべく言論の自由を確保していきたいと強く思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

本日は、専門家の方々に大変熱心にご議論いただきました。少し難しかったような気もしますが、多くの点で新しい発想に啓発されるところがあったと感謝しております。

それでは本日、これをもって終了させていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）